

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
民事法総合演習Ⅰ	春学期・3年次	2単位・ 選択必修 科目	池野・石堂・稲葉・奥野・ 小林・高木・柳本
講義内容			
<p><授業対象></p> <p>民事法系全範囲を対象として行う総合演習である。総合演習とは、法科大学院における理論と実務の架橋を果たすという理念に基づき、民法、商法及び民事訴訟法の分野において、理論的演習と実務的演習を、研究者教員と実務家教員とが共同で担当する科目である。</p> <p>民法及び商法分野では、理論的演習の要素を前提として、要件事実論との総合を図り、訴状起案等の法律文書の起案をも含むものである。さらに、民事訴訟法分野では、民商法の実体法的理解を前提に、手続法の理論と実務との総合を図るものである。</p> <p><到達度判定目標></p> <p>民事法系における基礎的理解および民事法系の個別演習で培った基礎的実践的理解を前提として、実際の事件に近いレベルの事案に対して、理論的に、かつ、実務的に、分析し、検討し、起案できる能力の基礎を身につけることを目標とする。</p>			
授業方法			
<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、研究者教員と実務家教員とが共同して担当し、理論的な要素が中心のときには、研究者教員が主担当となり、実務的要素が中心の時には、実務家教員が主担当となる。 ・自然に提示された課題に対する事前起案の提出を求め、それを前提に、双方向的に、さらには、多方向的に、ソクラテスメソッドを用いて、授業を行う。 			
成績評価方法・基準			
<ul style="list-style-type: none"> ・平常点20%（事前課題に対する起案の内容、授業における発言等を総合的に判定する。）、定期試験A30%、定期試験B50%（商法25%・民事訴訟法25%）の配点比率により、総合的に判断する。 			
教科書			
<ul style="list-style-type: none"> ・基本的教科書としては、民法については、民法及び民法演習で指定された教科書を、商法については、商法及び商法演習で指定された教科書を、民事訴訟法については、民事訴訟法及び民事訴訟法演習で指定された教科書を、実務分野については、民事裁判実務基礎で指定された教科書を、それぞれ使用するものとする。 ・また、事前検討課題については、一部、『事例研究 民事法Ⅰ（第2版）・Ⅱ（第2版）』（日本評論社）を、素材的に加工して使用する場合がある。 			
参考文献			
<ul style="list-style-type: none"> ・必要な場合に随時指定する。 			
授業計画（項目・内容）			
第1回	民法①-1		
第2回	民法①-2		
第3回	民法②-1		
第4回	民法②-2		
第5回	民法③-1		
第6回	民法③-2		
第7回	民法④-1		
第8回	民法④-2)		
第9回	定期試験A（民法）		
第10回	商法①		
第11回	商法②		
第12回	商法③		
第13回	民訴①		
第14回	民訴②		
第15回	民訴③		
第16回	定期試験期間	定期試験B	池野・稲葉
備考			
<ul style="list-style-type: none"> ・課題の提示については、個別科目の予習指示にて行う。 			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名																
事実認定論入門	春学期・2年次	1単位	松永 眞明																
講義内容																			
<p>（授業対象）</p> <p>民事裁判と刑事裁判とを問わず、裁判（法的三段論法による判断）には、適用すべき実体法と手続法（法的三段論法の大前提）の知識と考え方が必要であるが、判断（裁判）の根拠となるのは認定事実（法的三段論法の小前提）である。裁判に必要な事実（要証事実）は何かに分からなければ、当事者の立証も裁判官の事実認定も、そもそも不可能である。また、要証事実が分かっても、どのように認定するのかが分からなければ、適正な裁判も効果的な立証もできない。</p> <p>（到達度判定目標）</p> <p>「事実認定論入門」では、「要件事実論入門」で学んだ要件事実の考え方を基礎として、主として刑事訴訟における要証事実の捉え方を学び、その先の具体的な事実認定の方法論の基礎を学ぶ。これが「刑事裁判実務基礎」及び「民事裁判実務基礎」への架け橋となる。</p> <p>コアカリキュラム（第二次修正案）「刑事訴訟実務の基礎」参照</p> <p>【注意】</p> <p>したがって、「要件事実論入門」と「事実認定論入門」を両方履修しないと、「民事裁判実務基礎」及び「刑事裁判実務基礎」の授業を理解することが困難となる。</p>																			
授業方法																			
<p>講義及び質問（双方向授業）の方式をとる。質問は、課題レポートに関するものが主となるが、既に学んだ法律基本科目の知識に関するもの及び予習教材に関するものにも及ぶ。</p> <p>なお、法科大学院における要件事実論・事実認定論の授業においては、知っているか否かよりも、自分の頭で考えることができるか否かのほうが特段に重要となる。授業において自由闊達に発言できる雰囲気確保のため、発言の内容や回数は評価の対象にしない。</p> <p>※ 名簿順の座席指定とする。</p>																			
成績評価方法・基準																			
<p>成績評価は、基本的には講義内容の理解度を基準にするが、平常点10%、課題レポート点30%、期末試験60%を目安として、総合的に判断する。</p> <p>なお、平常点は、「遅刻」や授業中の「私語」のほか、出席状況及び授業に対する取組み状況を評価の対象とする。</p>																			
教科書																			
<p>1 井上薫「刑事公判の実際」法学書院（略称『実際』）</p> <p>2 各回のレジュメ末尾に【予習教材】又は【参照教材】として『裁判入門資料』中の資料を指示する。</p> <p>なお、【予習教材】として指示する資料のほとんどは、資料の『一部』だけであるが、その『前後』にも目を通して理解を深めておくことを強く勧める。また、いずれ必要になる【参照教材】も、今後の学修のために一読しておくことを勧める。</p>																			
参考文献																			
<p>①植村立郎「実践的刑事事実認定と情況証拠（第2版）」立花書房</p> <p>②司法研修所編「事例で考える民事事実認定」法曹会</p> <p>③大島眞一「民事裁判実務の基礎〔第2版〕下巻」民事法研究会</p> <p>①と②は秋学期「民事裁判実務基礎」の参考文献である（いずれ読むのであれば早いほうがよい）。</p>																			
授業計画（項目・内容）																			
<p>（「要件事実論入門」の講義終了後引き続き実施）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 刑事訴訟における事実認定の基礎</td> <td style="text-align: right;">6月 2日</td> </tr> <tr> <td>2 間接事実による推認（1）</td> <td style="text-align: right;">6月 9日</td> </tr> <tr> <td>3 間接事実による推認（2）</td> <td style="text-align: right;">6月16日</td> </tr> <tr> <td>4 実行行為の重要性（刑事裁判の要）</td> <td style="text-align: right;">6月23日</td> </tr> <tr> <td>5 事実認定の実際（1）</td> <td style="text-align: right;">6月30日</td> </tr> <tr> <td>6 公判手続の実際</td> <td style="text-align: right;">7月 7日</td> </tr> <tr> <td>7 事実認定の実際（2）</td> <td style="text-align: right;">7月14日</td> </tr> <tr> <td>8 定期試験</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">なお、授業の進行状況や受講生の理解度等によって順番や内容の一部を変更することもあり得る。</p>				1 刑事訴訟における事実認定の基礎	6月 2日	2 間接事実による推認（1）	6月 9日	3 間接事実による推認（2）	6月16日	4 実行行為の重要性（刑事裁判の要）	6月23日	5 事実認定の実際（1）	6月30日	6 公判手続の実際	7月 7日	7 事実認定の実際（2）	7月14日	8 定期試験	
1 刑事訴訟における事実認定の基礎	6月 2日																		
2 間接事実による推認（1）	6月 9日																		
3 間接事実による推認（2）	6月16日																		
4 実行行為の重要性（刑事裁判の要）	6月23日																		
5 事実認定の実際（1）	6月30日																		
6 公判手続の実際	7月 7日																		
7 事実認定の実際（2）	7月14日																		
8 定期試験																			
備考																			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
要件事実論入門	春学期・2年次	1単位	松永 眞明
講義内容			
<p>（授業対象）</p> <p>裁判（法的三段論法による判断）の根拠となるのは認定事実（法的三段論法の小前提）である。民事訴訟においては、裁判の根拠となる事実を主張し立証しなければならない。その事実（要証事実）の中で最も重要な事実が「要件事実（主要事実）」である。秋学期の「民事裁判実務基礎」で学ぶ要件事実論においては、民事訴訟において主張しなければならない要件事実は何か、その証明責任は訴訟当事者のどちらにあるかを、民法（法的三段論法の大前提）の解釈学を基に、問題となる事例について具体的に考える。</p> <p>（到達度判定目標）</p> <p>その考え方を理解するためには、「事実」概念の理解及び事実間の論理的な関係など「事実」に関する基礎的な理解がどうしても必要であり、それには、日本語の読解力（国語力）が不可欠である。「要件事実論入門」では、その理解に必要な基礎的な知識と考え方を学ぶ。</p> <p>コアカリキュラム（第二次修正案）「民事訴訟実務の基礎」参照</p> <p>【注意】</p> <p>要件事実を含む要証事実の的確な把握は、事実認定の出発点であり、事実認定の方法論と相互に密接に関連しているから、「要件事実論入門」と「事実認定論入門」とは不可分の関係にある。したがって、「要件事実論入門」と「事実認定論入門」を両方とも履修しないと、「民事裁判実務基礎」及び「刑事裁判実務基礎」の授業を理解することが難しくなる。</p>			
授業方法			
<p>講義及び質問（双方向授業）の方式をとる。質問は、課題レポートに関するものが主となるが、既に学んだ法律基本科目の知識に関するもの及び予習教材に関するものにも及ぶ。</p> <p>なお、法科大学院における要件事実論・事実認定論の授業においては、知っているか否かよりも、自分の頭で考えることができるか否かのほうが特に重要となる。授業において自由闊達に発言できる雰囲気確保のため、発言の内容や回数は評価の対象にしない。</p> <p>※ 名簿順の座席指定とする。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>成績評価は、基本的には講義内容の理解度を基準にするが、平常点10%、課題レポート点30%、定期試験60%を目安として、総合的に判断する。</p> <p>なお、平常点は、「遅刻」や授業中の「私語」のほか、出席状況及び授業に対する取り組み状況を評価の対象とする。</p>			
教科書			
<p>I 各回のレジュメ末尾に【予習教材】又は【参照教材】として『裁判入門資料』中の資料を指示する。</p> <p>なお、【予習教材】として指示する資料のほとんどは、資料の『一部』だけであるが、その『前後』も目を通して理解を深めておくことを強く勧める。また、いずれ必要となる【参照教材】も、今後の学修のために一読しておくことを勧める。</p> <p>II 準教科書</p> <p>① 司法研修所編「新問題研究 要件事実」法曹会</p> <p>② 司法研修所監修「民事訴訟第一審手続の解説」法曹会</p> <p>いずれも「民事裁判実務基礎」の教科書である。①は、要件事実論の最も基本的な文献であり、本科目においても常時参照することを勧める。②は、本科目では事件記録の部分を概観する程度であるが、今から目を通しておくのが望ましい。</p>			
参考文献			
<p>加藤新太郎・細野敦「要件事実の考え方と実務〔第3版〕」民事法研究会</p> <p>大島眞一「民事裁判実務の基礎〔第2版〕上巻」民事法研究会</p>			
授業計画（項目・内容）			
1	民事訴訟の仕組みと用語の確認	4月	7日
2	事実概念と評価概念の区分	4月	14日
3	給付訴訟の基本構造の確認	4月	21日
4	社会的事実の理解	4月	28日
5	請求原因の捉え方	5月	12日
6	攻撃防御方法の考え方	5月	19日

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

7 事例に基づく請求原因（要件事実）の検討 5月26日

8 定期試験

なお、授業の進行状況や受講生の理解度等によって順番や内容の一部を変更することがある。

備考

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
経済法演習	春学期・3年次	2単位	池野 千白
講義内容			
<p><授業対象> 経済法分野のうち、主として、独占禁止法に関する演習を行う。具体的には、不当な取引制限（事業者団体の活動規制を含む）、指摘独占及び不公正な取引方法の3つの規制範囲を中心に、行う。</p> <p><到達度目標> 経済法に関する基礎的理解を前提として、具体的な事件における規制手法や考え方を具体的に展開できる力の修得を目指す。</p>			
授業方法			
<ul style="list-style-type: none"> ・演習科目であることから、ケース・メソッドおよびプロブレム・メソッドをベースに、ソクラテスマソッドにより、授業を進める。 			
成績評価方法・基準			
<ul style="list-style-type: none"> ・平常点 20%（予習状況、授業内の発言状況を総合的に評価する。）、小テスト 20%、定期試験 60%の配点比率により、総合的に評価する。 			
教科書			
<ul style="list-style-type: none"> ・テキスト：ケースブック独占禁止法 [第3版] ・基本書：各自が選定した基本書 			
参考文献			
<ul style="list-style-type: none"> ・随時指示するが、とりあえず、経済法判例・審決百選。 			
授業計画（項目・内容）			
<ol style="list-style-type: none"> 1 不当な取引制限の禁止（1） 2 不当な取引制限の禁止（2） 3 事業者団体の活動規制 4 私的独占の禁止（1） 5 私的独占の禁止（2） 6 企業結合規制 7 不公正な取引方法（1） 8 不公正な取引方法（2） 9 不公正な取引方法（3） 10 不公正な取引方法（4） 11 不公正な取引方法（5） 12 不公正な取引方法（6） 13 独占禁止法の射程と限界 14 独占禁止法のエンフォースメント 15 小テスト 16 定期試験 			
備考			
<p>★演習レベルの授業となるので、原則として、2年次秋学期に、経済法を履修していることが前提となる。</p>			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
商法 1	秋学期・1年次	2単位	池野 千白
講義内容			
<p><授業対象> 商法分野における会社法の基本的部分を対象とする。具体的には、会社法総論・株式会社法総論・会社の運営の部分を対象とする。</p> <p><到達度判定目標> 2年次の商法演習を受講できるレベルの基礎的な理解の修得を目指す。具体的には、法曹としての基礎的素養の水準として、コアカリキュラムを最低限の水準として設定し、それに担当者の判断により、必要なもの加えて、より高度なレベルとして行うものとする。</p>			
授業方法			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全回ソクラテスメソッドの授業方式で行う。 ・ 予習教材を配信する。 ・ 予習課題を指示する。 ・ 月・木というように、週2回の授業ペースで行う。 			
成績評価方法・基準			
<p>毎回出席することを原則として、到達度目標の達成度を基準にして、成績評価を行う。平常点10%（出席状況及び事前課題の提出と授業における取り組み状況）、小テスト20%（基礎的レベルの短答問題と論述問題）、定期試験70%（基礎的レベルの短答問題と論述問題）により、総合的に評価する。なお、必要がある場合には、再試験を実施する。</p>			
教科書			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 江頭憲治郎・『株式会社法（第6版）』有斐閣 			
参考文献			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社法判例百選（第2版）・〔別冊ジュリスト〕有斐閣 			
授業計画（項目・内容）			
<p>第1回 会社法総論・機関総論 第2回 株主総会・株主の議決権（1） 第3回 第2回 株主総会・株主の議決権（2） 第4回 取締役会設置会社（1） 第5回 取締役会設置会社（2） 第6回 取締役会設置会社（3） 第7回 取締役の義務 第8回 監査機構 第9回 指名委員会等設置会社・株主の監督是正権 第10回 取締役の責任・報酬 第11回 会社の計算 第12回 総合（1） 第13回 総合（2） 第14回 総合（3） 第15回 小テスト 第16回 定期試験</p>			
備考			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予習教材のためのガイダンス実施する。 			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
商法2	秋学期・1年次	2単位	池野 千白
講義内容			
<p>【授業対象】</p> <p>商法分野の後半を対象とする。具体的には、会社法分野として、株式各論、会社の資金調達、設立、組織再編、会社法総則及び商法分野として、商法総則・商行為法を対象とする。ただし、会社法改正法が成立したことから、改正会社法を適用条文として、実施するものとする。</p> <p>【到達度判定目標】</p> <p>2年次の商法演習を受講できるレベルの基礎的な理解の修得を目指す。具体的には、法曹としての基礎的素養の水準として、コアカリキュラムを最低限の水準として設定し、それに担当者の判断により、必要なもの加えて、より高度なレベルとして行うものとする。</p>			
授業方法			
<ul style="list-style-type: none"> ・全回ソクラテスマソッドで実施する。 ・予習教材を配信する。 ・事前課題を指示する。 ・月・木というように、週2回のペースで授業を行う。 			
成績評価方法・基準			
<p>毎回出席することを原則として、到達度目標の達成度を基準にして、成績評価を行う。平常点10%（出席状況及び事前課題提出と授業における取り組み状況）、小テスト20%（基礎的レベルの短答問題と論述問題）、定期試験70%（基礎的レベルの短答問題と論述問題）により、総合的に評価する。必要な場合には、再試験を実施する。</p>			
教科書			
<ul style="list-style-type: none"> ・会社法分野については、江頭憲治郎・『株式会社法（第6版）』有斐閣。 ・持分会社と商法については、特に指定はしない。 			
参考文献			
<ul style="list-style-type: none"> ・会社法判例百選（第2版）〔別冊ジュリスト〕有斐閣。 ・商法判例百選（第5版）〔別冊ジュリスト〕有斐閣。 			
授業計画（項目・内容）			
<p>第1回 株式譲渡の原則と例外</p> <p>第2回 自己株式の取得規制等</p> <p>第3回 種類株式・株式不可分の原則</p> <p>第4回 新株発行</p> <p>第5回 新株予約権発行・社債発行</p> <p>第6回 設立総論</p> <p>第7回 設立各論</p> <p>第8回 事業譲渡等</p> <p>第9回 組織再編</p> <p>第10回 持分会社</p> <p>第11回 商法総論・商法総則・会社法総則</p> <p>第12回 商行為法通則・各則</p> <p>第13回 各種の営業</p> <p>第14回 総合</p> <p>第15回 小テスト</p> <p>第16回 定期試験（定期試験期間内）</p>			
備考			
<ul style="list-style-type: none"> ・授業開始は、商法1の授業・定期試験が完了してから、それに続いて行う。 ・予習教材のためのガイダンス実施する。商法1と合同で行う。 			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
公法総合演習 I	春学期・3年次	2単位 選択必修	横尾 日出雄・新海 聡 皆川 治廣・楠井 嘉行
講義内容			
<p><授業対象></p> <p>公法上の問題に関連する事例を素材としながら、公法上の論点を理論的・実践的・総合的に理解し、人権保障と権利救済に関するより専門的・複合的な争点や現代的な課題について考察することとする。</p> <p><到達度判定目標></p> <p>公法（憲法および行政法）に関する理論ならびに主要判例の理解を前提に、実際に訴訟となった事例の中から公法に関する法的問題を取り上げて、人権保障と権利救済のあり方について検討を加え、法曹としての基本的素養の水準として、①公法に関する応用的な法制度および法知識の修得、ならびに、②事例の検討を通じた各法制度・法理論の実際の活用の仕方の修得を到達目標とする。</p> <p>コア・カリキュラム（憲法および行政法）の内容にそって、公法上の事例を扱うことにより、憲法と行政法の領域に関する部分の到達度を確保していくものとする。</p>			
授業方法			
<p>事例に基づく演習形式の授業として、具体的な事例を素材としながら、ケース・メソッドあるいはプロブレム・メソッドによる双方向的な質疑応答（ソクラテス・メソッド）や多方向的な議論を取り入れて、授業を進める。</p> <p>1回の授業ごとに事例演習問題を設定し、授業の1週前に提示する。受講者は、それぞれの事例演習問題に関して、各自が事前に関連判例や参考資料を読み込んで、演習問題についての論点の整理、設問に対する考察、資料の収集などを行い、適宜起案レポートを作成して、事前に担当教員に提出する。授業では、この事前学習をふまえて、教員による問題提起や質問に対して、受講者による発言・答弁・討論等を求め、論点の理解と実践的能力の修得を目指すものとする。授業後に、扱った事例演習問題に関する解説資料を提示し、復習の参考となるようにする。</p> <p>主として憲法上の問題を中心に扱う「憲法分野」と、主として行政法上の問題を中心に扱う「行政法分野」とに分けて、授業を行う。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>毎回出席することを原則として、到達度目標の達成度を基準にして成績評価を行う。平常点 20%（出席状況および事前準備と授業における取り組み状況）、レポート点 20%（提出された起案レポートの評価）、試験 60%（事例演習問題レベルの論述試験）により、総合的に評価する。</p> <p>「憲法分野」と「行政法分野」で半々とする。</p>			
教科書			
<p>教科書・参考書としては、憲法分野については、「憲法Ⅰ」「憲法Ⅱ」「憲法演習」で示されたもの、行政分野については、「行政法Ⅰ」「行政法Ⅱ」「行政法演習」で示されたものと同様である。</p>			
参考文献			
<p>各回の事例ごとに提示する参考予習教材として、各事例演習問題に関連する判例を挙げ、それ以外の参考文献については、随時指示する。</p>			
授業計画（項目・内容）			
<p>15回の授業予定日のうち、先に「憲法分野」として7回、次に「行政法分野」として7回、計14回の授業で構成し、15回目は、試験Ⅰ（憲法分野）を実施する。また、定期試験期間に、試験Ⅱ（行政法分野）を実施する。</p> <p><憲法分野></p> <p>①事例Ⅰ（担当：横尾）</p> <p>②事例Ⅱ（担当：横尾）</p> <p>③事例Ⅲ（担当：横尾）</p> <p>④事例Ⅳ（担当：横尾）</p> <p>⑤事例Ⅴ（担当：新海・横尾）</p> <p>⑥事例Ⅵ（担当：横尾）</p>			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

⑦事例Ⅶ（担当：横尾）

<行政法分野>

⑧事例Ⅰ（担当：皆川・楠井）

⑨事例Ⅱ（担当：皆川・楠井）

⑩事例Ⅲ（担当：皆川・楠井）

⑪事例Ⅳ（担当：皆川・楠井）

⑫事例Ⅴ（担当：皆川・楠井）

⑬事例Ⅵ（担当：皆川・楠井）

⑭事例Ⅶ（担当：皆川・楠井）

<試験>

⑮試験Ⅰ（憲法分野）<15回目の授業予定日に実施>（担当：横尾）

★試験Ⅱ（行政法分野）<定期試験期間に実施>（担当：皆川）

備考

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
憲法演習	春学期・2年次	2単位	横尾 日出雄
講義内容			
<p><授業対象></p> <p>主として人権保障に関する事例を素材としながら、憲法上の論点を理解し、人権保障に関するより専門的・複合的な争点や現代的な課題について考察することとする。とくに、憲法上の主要判例において、当事者の憲法上の主張、争点化された憲法上の論点、合憲性判断における判断枠組みや審査基準、最高裁の合憲性判断のあり方等について、十分な理解を得るものとする。</p> <p><到達度判定目標></p> <p>憲法の基礎的知識を修得していることを前提に、憲法訴訟を通じた人権保障のあり方について検討を加えつつ、法曹としての基本的素養の水準として、現実の具体的紛争を基礎とする訴訟において人権の実効的救済を図るために必要な法的解釈能力や事案の分析能力あるいは憲法的議論の展開能力を修得することが到達目標である。また、原告・被告・裁判官もしくは被告人・検察官・裁判官の三者の立場から、憲法上の論点に対する考察の視点を育成することとする。</p> <p>コア・カリキュラム（憲法）の内容にそって、憲法事例を扱うことにより、憲法の領域に関する部分の到達度を確認していくものとする。</p>			
授業方法			
<p>事例問題に基づく演習形式の授業として、具体的な事例を素材としながら、ケース・メソッドあるいはプロブレム・メソッドによる双方向的な質疑応答（ソクラテス・メソッド）や多方向的な議論を取り入れて、授業を進める。</p> <p>1回の授業ごとに事例演習問題を設定し、授業の1週前に提示する。受講者は、それぞれの事例演習問題に関して、各自が、事前に参考図書・参考資料や関連判例の事実・判旨の読了、論点の分析・整理、資料の収集などを行い、起案レポートを作成して、事前に担当教員に提出する。授業では、この事前学習をふまえて、教員による問題提起や質問に対して、受講者による発言・答弁・討論等を求め、論点の理解と実践的能力の修得を目指すものとする。授業後に、扱った事例演習問題に関する解説資料を提示し、復習の参考となるようにする。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>毎回出席することを原則として、到達度目標の達成度を基準にして成績評価を行う。平常点 20%（出席状況および事前準備と授業における取り組み状況）、レポート点 20%（提出された起案レポートの評価）、試験 60%（事例演習問題レベルの論述試験）により、総合的に評価する。</p>			
教科書			
<p>以下に掲げる教科書のほかに、授業ごとの参考予習教材として、各事例演習問題に関連する判例を挙げる。</p> <p><教科書></p> <p>① 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第5版）』（岩波書店 2011年）【基本書】</p> <p>② 野中・中村・高橋・高見『憲法Ⅰ・Ⅱ（第5版）』（有斐閣 2012年）</p>			
参考文献			
<p>以下に掲げるものは、参考書として有益である。</p> <p><参考書></p> <p>③ 長谷部・石川・穴戸編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第6版）』（有斐閣 2013年）</p> <p>④ 大石眞・石川健治編『憲法の争点』（有斐閣 2008年）</p> <p>⑤ 芦部信喜『憲法学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（増補版）』（有斐閣、1992年・1994年・2000年）</p> <p>⑥ 高橋和之『立憲主義と日本国憲法（第3版）』（有斐閣 2013年）</p> <p>⑦ 戸松秀典・初宿正典編『憲法判例』（第6版 有斐閣 2010年）</p> <p>⑧ L S 憲法研究会編『プロセス演習 憲法』（第4版 信山社 2011年）</p> <p>⑨ 佐藤幸治・土井真一編『判例講義 憲法Ⅰ・Ⅱ』（悠々社 2010年）</p> <p>⑩ 穴戸常寿『憲法解釈論の応用と展開』（日本評論社 2011年）</p> <p>⑪ 野坂泰司『憲法基本判例を読み直す』（有斐閣 2011年）</p> <p>⑫ 芹沢・市川・阪口編『新基本法コンメンタール憲法』（日本評論社 2011年）</p>			
授業計画（項目・内容）			
<p>全体として15回の授業で構成し、各回の事例演習問題に基づいて考察する。</p>			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

- ①事例Ⅰ
- ②事例Ⅱ
- ③事例Ⅲ
- ④事例Ⅳ
- ⑤事例Ⅴ
- ⑥事例Ⅵ
- ⑦事例Ⅶ
- ⑧事例Ⅷ
- ⑨事例Ⅸ
- ⑩事例Ⅹ
- ⑪事例ⅩⅠ
- ⑫事例ⅩⅡ
- ⑬事例ⅩⅢ
- ⑭事例ⅩⅣ
- ⑮事例ⅩⅤ

備考

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
刑事訴訟法演習	春学期・2年次	2単位	檀上 弘文
講義内容			
<p><授業対象></p> <p>刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱにおいて学習した刑事手続の基本的な知識に基づき、捜査及び公判段階における論点について事例問題を通じて分析・検討する。</p> <p>論点によっては、法理論の検討のみならず、実務の現状を踏まえた議論も行う予定である。</p> <p><到達度判定目標></p> <p>授業目標としては、事例を分析・検討することにより、刑事訴訟法の重要論点を把握し、それら論点に関する適切な法解釈能力及び事案の分析能力の習得を目指す。したがって、刑事訴訟法上の基本的知識を習得していることが前提となり、それらを駆使して説得的な説明・論証ができるようになることを目指す。なお、既に配布されているコアカリキュラムを活用しつつ、適宜授業において指示する。</p>			
授業方法			
<p>プロブレムメソッド及びケースメソッドにより、双方向・多方向の議論を行って授業を進める。その場で問題点等を指摘して、検討してもら場合もあり得る。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>毎回授業に出席することを原則として、授業の目標の達成度・授業内容の理解度により成績評価を行う。</p> <p>平常点（出席状況及び予習や授業の取組状況など）20%、レポート20%、定期試験60%の総合評価（※相対評価も加味して最終的な成績評価を行う。）</p>			
教科書			
<p>特に指定はしません。各自が既に使用している基本書で構いません。</p> <p>主なものは下記のとおりです。</p> <p>田口守一『刑事訴訟法』（第6版 弘文堂 2012年）</p> <p>池田修・前田雅英『刑事訴訟法講義』（第5版 東京大学出版会 2014年）</p> <p>寺崎嘉博『刑事訴訟法』（第3版 成文堂 2013年）</p> <p>田宮裕『刑事訴訟法』（新版 有斐閣 1996年）</p> <p>渥美東洋『全訂 刑事訴訟法』（第2版 有斐閣 2009年）など。</p>			
参考文献			
<p>松尾浩也・井上正仁編『刑事訴訟法の争点』（有斐閣 2013年）</p> <p>井上正仁編『刑事訴訟法判例百選』（第9版 有斐閣 2011年）</p> <p>井上正仁他著『ケースブック刑事訴訟法』（第4版 有斐閣 2013年）</p> <p>笠井治・前田雅英編『ケースブック刑事訴訟法』（第3版 弘文堂 2012年）など。</p>			
授業計画（項目・内容）			
<ol style="list-style-type: none"> 1. 職務質問・所持品検査 2. 現行犯逮捕（準現行犯逮捕を含む） 3. 別件逮捕・勾留 4. 任意取調べの限界 5. 接見交通権 6. 逮捕に伴う捜索・押収 7. 体液の採取 8. 無体物の捜索・押収 9. 訴因変更の要否 10. 訴因変更の可否 11. 伝聞法則の例外 12. 自白法則 13. 補強法則 14. 違法収集証拠の排除 15. 一事不再理効の範囲 			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

備考

●レポート課題の内容については、改めて指示します。

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
刑法法総合演習 I	春学期・3年次	2単位	緒方 あゆみ・福本 博之 檀上 弘文・中川 由賀
講義内容			
<p>〈授業対象〉 刑法と刑事訴訟法の各分野でそれぞれ具体的事例問題を取り上げ、討議、検討する。</p> <p>〈到達度判定目標〉 2年次までに学修した刑法及び刑事訴訟法の理論と判例に関する基礎的理解を前提として、具体的事件を適正・妥当に解決するために必要な法的思考力を涵養し、刑法・刑事訴訟法の理論を応用した実践的事案解決能力の基礎を身に付けることを目標とする。</p>			
授業方法			
<p>刑法と刑事訴訟法の各分野から、各7問（合計14問）の具体的事例問題を予習課題として提供し、1回の講義で1問を対象にした演習形式の授業を行う。</p> <p>受講生は、毎回、予習課題のレポートを手書きで作成し、講義日の1週間前までに担当教員に提出する。担当教員は、提出されたレポートを添削し、授業時に学生に返戻する。（なお、予習課題は、原則として、当該講義日の2週間前までに掲載する。予習課題の掲載日及びレポートの提出期限については、担当教員によって、随時前後するなどの変更等があり得る。）</p> <p>授業は、予習課題の具体的事例問題について、教員と学生が、双方向・多方向的に意見を交換し討議・検討するソクラテスメソッドで行う。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>毎回出席することを原則とし、到達目標の達成度を基準にして成績評価を行う。平常点20%（出席状況、事前準備及び授業における取り組み状況）、予習課題レポート20%、期末定期試験60%として総合的に評価する。</p>			
教科書			
<p>刑法・刑事訴訟法の法律基本科目において指示したものと同様である。</p>			
参考文献			
<p>随時指示する。</p>			
授業計画（項目・内容）			
<p>① 刑法演習問題1（福本） ② 刑事訴訟法演習問題1（檀上） ③ 刑法演習問題2（福本） ④ 刑事訴訟法演習問題2（中川） ⑤ 刑法演習問題3（緒方） ⑥ 刑事訴訟法演習問題3（中川） ⑦ 刑法演習問題4（緒方） ⑧ 刑事訴訟法演習問題4（檀上） ⑨ 刑法演習問題5（福本） ⑩ 刑事訴訟法演習問題5（中川） ⑪ 刑法演習問題6（緒方） ⑫ 刑事訴訟法演習問題6（檀上） ⑬ 刑法演習問題7（福本） ⑭ 刑事訴訟法演習問題7（中川） ⑮ 期末定期試験（刑法）</p> <p>* 刑事訴訟法の試験は、定期試験期間中に実施する。</p>			
備考			
<p>・第1回刑法演習問題1の課題は、3月24日（木）にTKC上に掲載予定。 ・授業日程については、授業開始後、変更もあり得る。その際には、予め受講生に連絡を行う。</p>			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
行政法Ⅰ	春学期・2年次	2単位	皆川 治廣
講義内容			
<p>【授業対象】</p> <p>行政法は、行政の組織・作用・救済に関する国内公法と言われているが、統一法典の不存在が最大の特徴となっている。また、行政法は、租税法、道路交通法や建築基準法など、私たちの生活に密接な法である。社会の調和と秩序を維持し社会福祉を増進する上で、行政法の重要性は論を俟たない。そこで、本授業では、行政行為論、行政執行論を中心に、具体的事例、学説及び判例を検討しながら議論を進める。</p> <p>【到達度判定目標】</p> <p>主に行政法の未修者を対象に、多種多様な行政法規に横たわる通則論を理解し、学修を深める。コアカリキュラムを参考として、行政法総論の内容を十分に理解できるよう知識・スキルを修得する。</p>			
授業方法			
<p>① まず、基本事項の確認（主要法律の基本的仕組みや、主要論点に関する学説及び判例の確認）は、授業開始直後に担当教員が質問を発し、それに対して履修者が口頭で答えるという方法で行う。</p> <p>② 次に、担当者が予め設問や事例を作成し検討事項を提示しておくので、履修者は、関連する判例及び文献を読み込んだ上で自分の考えを予めまとめ、それを授業中に発表するという方法で行う。</p> <p>③ 担当教員と履修者との間で、ソクラテスメソッド等の授業方法を活用する。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>平常点 10%（出席状況、事前準備と授業における取り組み状況）、レポート点 20%、定期試験 70%として、総合的に評価する。なお、レポートは、原則として、前半 1 回及び後半 1 回の合計 2 回の提出を予定している。</p>			
教科書			
<p>① 行政法総論・各論</p> <p>宇賀克也 『行政法』 (有斐閣・2012年)</p> <p>櫻井・橋本 『行政法（第5版）』 (弘文堂・2016年)</p> <p>芝池義一 『行政法読本（第4版）』 (有斐閣・2015年)</p> <p>高木光 『行政法』 (有斐閣・2015年)</p> <p>原田尚彦 『行政法要論（全訂第7版）補訂版』 (学陽書房・2011年)</p> <p>皆川治廣 『行政法の基本体系（改訂版）』 (北樹出版・2000年)</p> <p>高木・宇賀 『ジュリスト 増刊 行政法の争点』 (有斐閣・2014年)</p> <p>② 行政法総論</p> <p>宇賀克也 『行政法概説Ⅰ 総論（第5版）』 (有斐閣・2013年)</p> <p>大橋洋一 『行政法Ⅰ（第3版）』 (有斐閣・2016年)</p> <p>塩野宏 『行政法Ⅰ 総論（第6版）』 (有斐閣・2015年)</p> <p>芝池義一 『行政法総論講義（第4版）補訂版』 (有斐閣・2006年)</p> <p>③ 行政法各論</p> <p>宇賀克也 『行政法概説Ⅱ 救済法（第5版）』 (有斐閣・2015年)</p> <p>大橋洋一 『行政法Ⅱ（第2版）』 (有斐閣・2015年)</p> <p>塩野宏 『行政法Ⅱ 救済法（第6版）』 (有斐閣・2015年) 芝池義一 『行政救済法講義（第3版）』 (有斐閣・2006年)</p> <p>④ 判例集</p> <p>淡路他 『環境法判例百選（第2版）』 (有斐閣・2011年)</p> <p>磯部他 『地方自治判例百選（第4版）』 (有斐閣・2013年)</p> <p>宇賀他 『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ（第6版）』 (有斐閣・2012年) 大橋他 『行政法判例集Ⅰ 総論・組織法』 (有斐閣・2013年)</p> <p>大橋他 『行政法判例集Ⅱ 救済法』 (有斐閣・2012年)</p> <p>芝池他 『判例行政法入門（第5版）』 (有斐閣・2010年)</p> <p>高木・稲葉 『ケースブック行政法（第4版）』 (有斐閣・2010年)</p> <p>長谷部他 『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第6版）』 (有斐閣・2013年) 橋本博之 『行政判例ノート（第3版）』 (弘文堂・2013年)</p> <p>⑤ 演習書</p> <p>市川他 『ケースメソッド公法（第3版）』 (日本評論社・2012年)</p> <p>大貫他 『行政法 事案解析の作法（第2版）』 (日本評論社・2015年)</p>			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

木村他 『行政法演習Ⅰ・Ⅱ』（成文堂：1995年・1997年）

曾和・金子 『事例研究・行政法（第2版）』（日本評論社・2011年）

高木他 『行政法事例演習教材（第2版）』（有斐閣・2012年）

* 行政法全体に関わるデータ、統計及び図表等に関しては、高橋他『行政法 Visual Materials』（有斐閣・2014年）が有益である。

参考文献

授業計画（項目・内容）

全15回の授業で構成し、それぞれのテーマごとに考察する。

- 第1回 行政法の概念：法治行政
 - 第2回 公法と私法：行政上の法律関係
 - 第3回 行政行為の種別・内容・理由付記
 - 第4回 行政行為の形式・発効・附款
 - 第5回 行政行為と裁量（1）裁量権の行使
 - 第6回 行政行為と裁量（2）裁量権の制約
 - 第7回 行政行為の効力と瑕疵・無効
 - 第8回 行政行為の取消し・撤回
 - 第9回 行政強制（1）強制執行
 - 第10回 行政強制（2）即時強制・行政調査
 - 第11回 行政罰・行政制裁
 - 第12回 行政立法
 - 第13回 行政計画
 - 第14回 行政契約
 - 第15回 行政指導
- 試験 講評（採点基準等の開示）

備考

『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ（第6版）』＝「行政百選」、『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第6版）』＝「憲法百選」、『地方自治判例百選（第4版）』＝「地自百選」、『環境法判例百選（第2版）』＝「環境百選」、『ケースブック行政法（第4版）』＝「ケース」、『重要判例解説』（各年度）＝「重判」、『判例時報』＝「判時」、『判例タイムズ』＝「判タ」、『判例地方自治』＝「判地」、『最高裁民事裁判例集』＝「民集」、『最高裁刑事裁判例集』＝「刑集」と略記する。参考資料集等は、後日配布する。

関連条文には、ポケット六法や判例六法などに

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
行政法Ⅱ	春学期・2年次	2単位	皆川 治廣
講義内容			
<p>【授業対象】</p> <p>本授業は、行政通則論、行政実体法の解釈や運用上の問題点などを講義するのではなく、処分以前の救済手続としての行政手続法、事後救済手続としての国家賠償法、行政不服審査法、行政事件訴訟法に関連する事例・判例を基にしなが、行政法規の手続法面での検討・議論を行う。もちろん、原告・被告の主張、裁判所の判断には、行政実体法の解釈・運用にかかわる個別の議論も出てくる。そこで、この点も併せて検討・分析の対象にしたい。行政実体法の重要な権利である「損害賠償請求権」、「不服申立権」、「裁判を受ける権利」や「防御権」などが、具体的にはどのような手続で保障されるか、その実態を模索するものである。行政の実務運営に密接に関わるものであるから、手続に関する法理論をしっかりと把握・理解する必要がある。そのためにも、各自の事前の十分な予習を望む。</p> <p>【到達度判定目標】</p> <p>実社会における行政救済、行政争訟の事例について、本授業で得た基本知識・応用力を前提として、その主たる争点を抽出・分析し、自分なりの法的解決を導き出せる能力を身につけることができる。コアカリキュラムを参考として、行政救済法の内容が十分に理解できるよう知識・スキルを修得する。</p>			
授業方法			
<p>① まず、基本事項の確認（主要法律の基本的仕組みや、主要論点に関する学説及び判例の確認）は、授業開始直後に担当教員が質問を発し、それに対して履修者が口頭で答えるという方法で行う。</p> <p>② 次に、担当教員が予め設問や事例を作成し検討事項を提示しておくので、履修者は、関連する判例および文献を読み込んだ上で自分の考えを予めまとめ、それを授業中に発表するという方法で行う。</p> <p>③ 担当教員と履修者との間で、ソクラテスメソッド等の授業方法を活用する。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>平常点 10%（出席状況、事前準備と授業における取り組み状況）、レポート点 20%、定期試験 70%として、総合的に評価する。なお、レポートは、原則として、前半 1 回及び後半 1 回の合計 2 回の提出を予定している。</p>			
教科書			
<p>① 行政法総論・各論</p> <p>宇賀克也 『行政法』 (有斐閣・2012年)</p> <p>櫻井・橋本 『行政法（第5版）』 (弘文堂・2016年)</p> <p>芝池義一 『行政法読本（第4版）』 (有斐閣・2015年)</p> <p>高木光 『行政法』 (有斐閣・2015年)</p> <p>原田尚彦 『行政法要論（全訂第7版）補訂版』 (学陽書房・2011年)</p> <p>皆川治廣 『行政法の基本体系（改訂版）』 (北樹出版・2000年)</p> <p>高木・宇賀 『ジュリスト 増刊 行政法の争点』 (有斐閣・2014年)</p> <p>② 行政法総論</p> <p>宇賀克也 『行政法概説Ⅰ総論（第5版）』 (有斐閣・2013年)</p> <p>大橋洋一 『行政法Ⅰ（第3版）』 (有斐閣・2016年)</p> <p>塩野宏 『行政法Ⅰ総論（第6版）』 (有斐閣・2015年)</p> <p>芝池義一 『行政法総論講義（第4版）補訂版』 (有斐閣・2006年)</p> <p>③ 行政法各論</p> <p>宇賀克也 『行政法概説Ⅱ救済法（第5版）』 (有斐閣・2015年)</p> <p>大橋洋一 『行政法Ⅱ（第2版）』 (有斐閣・2015年)</p> <p>塩野宏 『行政法Ⅱ救済法（第6版）』 (有斐閣・2015年)</p> <p>芝池義一 『行政救済法講義（第3版）』 (有斐閣・2006年)</p> <p>④ 判例集</p> <p>淡路他 『環境法判例百選（第2版）』 (有斐閣・2011年)</p> <p>磯部他 『地方自治判例百選（第4版）』 (有斐閣・2013年)</p> <p>宇賀他 『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ（第6版）』 (有斐閣・2012年)</p> <p>大橋他 『行政法判例集Ⅰ総論・組織法』 (有斐閣・2013年)</p> <p>大橋他 『行政法判例集Ⅱ救済法』 (有斐閣・2012年)</p> <p>芝池他 『判例行政法入門（第5版）』 (有斐閣・2010年)</p> <p>高木・稲葉 『ケースブック行政法（第4版）』 (有斐閣・2010年)</p>			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

長谷部他 『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第6版）』（有斐閣・2013年）
橋本博之 『行政判例ノート（第3版）』（弘文堂・2013年）

⑤ 演習書

市川他 『ケースメソッド公法（第3版）』（日本評論社・2012年）
大貫他 『行政法 事案解析の作法（第2版）』（日本評論社・2015年）
木村他 『行政法演習Ⅰ・Ⅱ』（成文堂：1995年・1997年）
曾和・金子 『事例研究・行政法（第2版）』（日本評論社・2011年）
高木他 『行政法事例演習教材（第2版）』（有斐閣・2012年）

* 行政法全体に関わるデータ、統計及び図表等に関しては、高橋他『行政法 Visual Materials』（有斐閣・2014年）が有益である。

参考文献

授業計画（項目・内容）

全15回の授業で構成し、それぞれのテーマごとに考察する。
第1回 行政手続法（1）「概要・申請に対する処分手続」
第2回 行政手続法（2）「不利益処分手続：聴聞と弁明」
第3回 損失補償 「補償の意義・要件・内容など」
第4回 国家賠償法（1）「第1条」「公務員の不法行為責任」
第5回 国家賠償法（2）「第2条」「公の营造物の設置・管理責任・その他」
第6回 行政不服審査法（1）「概論・種別」
第7回 行政不服審査法（2）「要件・審理」
第8回 行政事件訴訟法（1）「行政事件訴訟の種類」
第9回 行政事件訴訟法（2）「主観訴訟（抗告訴訟・当事者訴訟）」
第10回 行政事件訴訟法（3）「客観訴訟（民衆訴訟・機関訴訟）」
第11回 訴訟要件（1）「処分性」
第12回 訴訟要件（2）「訴えの利益」
第13回 訴訟要件（3）「その他の訴訟要件」
第14回 本案審理（1）「当事者の主張・審理手続・処分理由・立証責任など」
第15回 本案審理（2）「執行不停止・判決など」
試験 講評（採点基準等の開示）

備考

『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ（第6版）』＝「行政百選」、『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第6版）』＝「憲法百選」、『地方自治判例百選（第4版）』＝「地自百選」、『環境法判例百選（第2版）』＝「環境百選」、『ケースブック行政法（第4版）』＝「ケース」、『重要判例解説』（各年度）＝「重判」、『判例時報』＝「判時」、『判例タイムズ』＝「判タ」、『判例地方自治』＝「判地自」、『最高裁民事裁判例集』＝「民集」、『最高裁刑事裁判例集』＝「刑集」と略記する。参考資料集等は、後日配布する。

関連条文には、ポケット六法や判例六法などに

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
民事訴訟法演習	春学期・2年次	2単位	稲葉 一人
講義内容			
<p><授業対象> 民事訴訟法を学ぶために、欠くことができない中心論点を含む重要な判例（後述の基礎演習「民事訴訟法」から指定する）を読み解き、それに関連した判例や、重要論点を、理解する。</p> <p><到達度判定目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民事訴訟法の判例の正確な読み方を学ぶ。 2 重要判例の正確な理解を通じて、基礎的知識と連結させる。 3 判例から導かれる論点について、毎回、まとめていく。 <p>副次的にコアカリキュラムについて、民事訴訟法Ⅰ・Ⅱで積み残したものを素材とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 稲葉一人 民事訴訟法講義－理論と演習 法学書院（2015年4月）も教科書とする。 			
授業方法			
<p>毎回回の判例・テーマ・範囲を微調整して示す。</p> <p>講義は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「前回のまとめ（振り返り）」ないし「今回の到達点」 2 「今回の判例の解説（事実の確認、主論の分析、射程の検討）」 3 「他の事例や過去の試験問題での検討」を行う。 <p>毎回は、教科書に提示してある Question を中心に、ソクラティック方式と SGD（少数合議）で行うので、質問に的確に答え、議論に参加できるように、準備が必要である。</p> <p>講義は、理論と実務の観点の両面から進める。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>平常点 20%（教師とのやりとりで、的確に質問の趣旨を理解し、それに間違いを恐れずに、自分の意見を述べ、同僚の意見をよく理解し、自らの意見を建設的に述べる。疑問点を質問する等の、演習に相応しい積極的態度が重視される）、定期試験 60%（中間試験を含む）、その他（レポート等）20%</p>			
教科書			
<p>基礎演習「民事訴訟法」長谷部由紀子ら編著、出版社・弘文堂</p> <ol style="list-style-type: none"> 0 稲葉一人 民事訴訟法講義－理論と演習 法学書院（2015年4月） 1 民事訴訟法 名津井ほか、法学書院（未修の人への1年次の教科書） 2 伝統的な教科書と参考書 <p>演習を検討するには、高橋上下を理解することが求められる。</p> <p>高橋上下は難しいが、最終的なレベルを考えると、持っておきたい。</p> <p>伊藤眞・民事訴訟法・有斐閣○</p> <p>高橋宏志・重点講義民事訴訟法上（第2版補）下（第2版）・有斐閣◎</p> <p>中野・松浦・鈴木ら・新民事訴訟法講義・有斐閣大学双書○</p> <p>上田徹一郎・民事訴訟法第7版・法学書院○</p> <p>藤田広美・講義民事訴訟法（第3版）・東京大学出版会○</p>			
参考文献			
<p>ケースブック民事訴訟法・第4版、長谷部由紀子ら編著、出版社・弘文堂○</p> <p>別冊ジュリスト・民事訴訟法判例百選・第5版、伊藤眞ら編、出版社・有斐閣○</p> <p>民事訴訟法の争点・第4版・有斐閣（平成21年）</p> <p>判例から学ぶ民事事実認定・有斐閣</p> <p>ロースクール民事訴訟法・第3版補2版・有斐閣</p> <p>藤田広美・解析民事訴訟法・第2版・東京大学出版会</p>			
授業計画（項目・内容）			
括弧は、基礎演習「民事訴訟法」の番号			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

- 1 (1) 当事者能力
- 2 (2, 3) 当事者適格
- 3 (4) 代理
- 4 (5) 訴えの利益
- 5 (6) 二重起訴
- 6 (7) 弁論主義違反
- 7 (8) 自白
- 8 (9) 釈明権
- 9 (10) 主張・証明責任
- 10 (11) 自由心証・証明度
- 11 (13) 判決基準後の形成権の行使
- 12 (14) 既判力の客観的範囲
- 13 (15) 既判力の主観的範囲
- 14 (18) 通常共同訴訟
- 15 (19) 固有必要的共同訴訟

備考

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
ADRの理論と技法	春学期・3年次	1単位	稲葉 一人
講義内容			
<p><授業対象>ADR (alternative dispute resolution)は、裁判と並ぶ紛争解決方法として、現在わが国でも、また、世界的にも注目されている。</p> <p>実務弁護士となるにも、他の法律職としても、ADRの理論と技法（実践）を、学ぶことは、必要である。</p> <p>ADRの理論を4回と、その余の時間を・技法・実践（ロールプレイ、スキルプレイ、観察）を行い、難しさと、面白さなしい奥深さを学ぶ。</p> <p><到達度判定目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国内外のADRの現状と展望を理解している。 2 ADRの考え方と、民事裁判との違いや共通点を理解している。 3 ADR、特に、Process counseling（プロセス相談）と、Facilitative Mediation（促進型調停）の基本的技法を学んでいる。 			
授業方法			
<p>毎回次回のテーマ・範囲を微調整して示す。</p> <p>理論の講義の場合は</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「前回のまとめ（振り返り）」 2 「今回のPPT）」 3 「次回までの予習範囲」の指示 <p>をし、講義はソクラティック方式で進める。</p> <p>技法は、</p> <p>毎回、事実関係の書面を渡され、観察者シート、振り返りシートで、実践して、考えて行く。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>平常点 20%（理論編では、教師からの質問に的確に答えようと努力するのと、技法編では、ロールプレイ等への積極的な参加が求められる）、定期試験 60%、その他（レポート等）20%</p> <p>定期試験は、一部筆記試験を用いるが、自身のADRについての論考を、受講生の前で発表（プレゼンテーション）を、講師・受講生が評価する方式で行う予定である。</p>			
教科書			
<p>理論は、</p> <p>山田・山本 ADR・仲裁法（第2版・日本評論社）を使う。</p> <p>技法は、経済産業省調停人養成教材作成委員会が作成した</p> <p>調停人養成教材・基礎編 http://www.jcaa.or.jp/training2004/index.html</p> <p>調停人養成教材・中級編 http://www.jcaa.or.jp/training2005/</p> <p>を用いるが、適宜講師の方で必要箇所は配布する。</p>			
参考文献			
<p>参考文献は、講師が出版している様々な論文や論考を毎回コピーして配布する。</p>			
授業計画（項目・内容）			
<p>理論</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ADRの全体像と歴史 2 司法型ADR—特に、裁判官の和解と裁判所の調停（民事調停・家事調停） 3 行政型ADR—公害等調整委員会、原子力ADR、消費者紛争ADR 4 民間型ADRと海外での動き（海外法整備支援） <p>技法</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 Mediationとはなにか—交渉と調停と裁判 			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

- | | |
|---|---------------------------|
| 6 | Legal Counseling（法律相談）の技法 |
| 7 | Mediation（調停）の基本的技法 |
| 8 | 同 |

備考

本講座は、技法編を含んでおり、ロールプレイやスキルプレイを行うために所定の参加者数が必要となるため、履修条件（最低開講人数が4名以上）があるので、注意してください。

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
スポーツと法	春学期・2年次	1単位	白井 久明・大橋 卓生・小川 和茂・ 山本 真由美・石堂 典秀
講義内容			
<p><授業対象></p> <p>平成 23 年にスポーツ基本法が制定され、その前文において、「スポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である」として、スポーツ立国戦略が策定されてきている。その一方で、スポーツの世界では、差別、人権問題をはじめとして、不明瞭な代表選手選考の問題、スポーツ活動中の事故の責任問題や肖像権を巡る争いなど多様な法的問題が発生している。スポーツと法との関係を学修する。</p> <p><到達度判定目標></p> <p>スポーツ界においては法律家の存在とともに、「法の支配」の貫徹が求められている。スポーツにおける法の役割・機能について理解を深める。</p>			
授業方法			
<p>単なる講義形式に止まらず、スポーツ法の分野で実際にご活躍されている実務者の方々を外部講師としてお招きし、スポーツ法の最前線についての知見を得ながら、ディスカッション形式での授業を行う。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>(1) 毎回の授業中へのパフォーマンス（授業中の質問への応答やそれにより明らかになる予習の充実度などを含む）への評価（20%）</p> <p>(2) 授業に対するレポート（各10%×3回=30%）</p> <p>(3) 定期試験時の筆記試験（50%）</p>			
教科書			
<p>特に指定はしない。授業において適宜、レジメ等を配布する。</p>			
参考文献			
<p>日本スポーツ学会編『詳解スポーツ基本法』（成文堂）</p>			
授業計画（項目・内容）			
<p>【講義内容】</p> <p>①スポーツと法</p> <p>②スポーツと法律家</p> <p>③スポーツと薬物</p> <p>④スポーツと国籍</p> <p>⑤プロ・スポーツと法</p> <p>⑥スポーツ事故と法</p> <p>⑦スポーツ紛争と法</p> <p>⑧障がい者スポーツと法</p>			
備考			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
ジェンダーと法	春学期・2年次	2単位	柳本 祐加子
講義内容			
<p><授業対象> 現行法をジェンダーの視点から分析することによって明らかとなる、現在の法解釈、判例の問題点、今後の解決課題について検討する。</p> <p><到達度判定目標> 近代法体系・構造をジェンダー分析するに当たり必要となる基礎的な概念を習得し、それをを用いたケース研究を行うこと、および自身の認識枠組みとジェンダーの関係について把握できるようになること。</p>			
授業方法			
ジェンダー視点からの一般的な分析、検討については開講者による講義形式（ソクラテスメソッド等を可能な限り取り入れる）で行い、今後の解決課題とされる重要な判例については、受講者からの報告、それに基づく議論を中心に進めてゆく。			
成績評価方法・基準			
1. 平常点 20%（自発的なジェンダー関連トピックの報告と議論の進行、授業中の質問に対する答えの内容、質など）、 2. 定期試験 50%、3. その他（報告） 30%			
教科書			
辻村みよ子『ジェンダーと法（第2版）』（2010年、不磨書房）			
参考文献			
上記教科書に紹介されているもの、また適宜こちらからも紹介、指示する。			
授業計画（項目・内容）			
1 回目：ガイダンス 2 回目：ジェンダーという概念について、女性の権利の歴史（1） 3 回目：女性の権利の歴史（2） 4 回目女性の権利の歴史（3） 5 回目：女性の権利の歴史（4） 6 回目：国際人権論における女性の権利の促進について（1） 7 回目：国際人権論における女性の権利の促進について（2） 8 回目：女性差別撤廃条約について（1） 9 回目：女性差別撤廃条約について（2） 10 回目：日本におけるジェンダー平等推進について 11 回目：女性に対する暴力～性暴力、ドメスティック・バイオレンス・デートDV 12 回目：事例・判例研究（1） 13 回目：事例・判例研究（2） 14 回目：事例・判例研究（3） 15 回目：まとめ ※ここに現在記されていることは、現時点での予定である。受講者の関心事項等により内容は変更される可能性がある。			
備考			
女性や子どもの権利の促進について関心があり、そのような分野も仕事として手掛けてゆく法曹となることを希望する者の受講を希望する。			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
民法演習 1	春学期・2年次	2単位	柳本 祐加子
講義内容			
<p><授業対象></p> <p>民法の基本的知識を理論的に学習した院生を対象に、財産法上の重要判例を素材とした演習を実施することにより、受講生が、民法の条文が実際にどのような事実関係に、いかなる法律構成で適用されているかを学習し、理解することを目標とする。演習1にテーマは、主に、総則、物権の範囲から取上げる予定である。</p> <p><到達度判定目標></p> <p>コア・カリキュラムの内容にそって、民法総則、物権法の領域に関する部分の到達度を確認していくものとする。民法の基礎的知識を修得していることを前提に、事例・判例の検討を通して、生の事実関係を法的な事実関係として再構成する理論的能力、および、判決の法律構成・射程範囲を分析する能力、さらには自己の見解を論理的に主張し、ディスカッションできる能力を培う。</p>			
授業方法			
<p>少人数による演習形式で実施する。受講生各自が指示された事例に関する答案を演習前に提出した上で、演習で毎回数名の受講生が事例について口頭報告し、それに基づいて教員と学生間、学生相互間における多方向の議論を通して事例の問題点を深く検討する。受講生は演習で積極的に発言することが求められる。（教材は、事例をプリントして、各受講生に配付する。）</p>			
成績評価方法・基準			
<p>平常点（授業への取り組みなど）20%、レポート20%、試験60%。</p>			
教科書			
<p>各自が使用している参考書等。</p>			
参考文献			
<p>必要に応じて適宜指示する。</p>			
授業計画（項目・内容）			
<p>これまで実施した演習テーマを参考として掲載する。必ずしも、2016年度も同じ内容で実施されるのではない。また、学習指導上、事前にテーマを掲載しないこともありうる。</p> <p>第1回 法人の目的の範囲 第2回 公序良俗違反 第3回 意思表示の無効・取消 第4回 民法94条2項類推適用 第5回 無権代理と相続 第6回 表見代理 第7回 債権の消滅時効の中断 第8回 物権的請求権 第9回 物権変動と登記 第10回 登記なくして対抗しうる第三者 第11回 即時取得 第12回 抵当権の効力 第13回 抵当権と利用権 第14回 共同抵当 第15回 譲渡担保</p>			
備考			
<p>・各回問題の答案を大学所定答案用紙4枚程度にまとめ、授業1週間前までに各回担当者レポート提出ボックスにレポートを提出すること</p>			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
法哲学	春学期・1年次	2単位	土井 崇弘
講義内容			
<p>【授業対象】</p> <p>法哲学とは、法をめぐる基本的問題を哲学的・理論的に考察する学問である。法哲学の分野は、一般に、法の一般理論・法学方法論・正義論という三つの主要問題領域に区分される。この授業では、上記の三領域における基本的論点について一定以上の理解がなされていることを前提に、いわゆる「現代正義論」をめぐる諸問題について、下記で指定した教科書に沿って詳細に検討を加える。</p>			
<p>【到達度判定目標】</p> <p>この授業の到達目標は、法哲学の主要問題領域に関する一定以上の理解を大前提としたうえで、いわゆる「現代正義論」をめぐる最新論点を素材として、①教科書の記載内容を正確に読み込む能力、②教科書の記載内容に関連するさまざまな知識・論点等を的確にピックアップする能力、③上記①および②を踏まえてディスカッションの中で受講者自身の主張・立場・見解等を論理的かつ説得的に述べる能力、④上記①②③を踏まえて担当教員が提示する論述問題に対して正確かつ説得的・魅力的な論述答案を作成する能力、を獲得することにある。</p>			
授業方法			
<p>1回90分の各授業回（全15回）は、基本的に、次のように進行する。</p> <p>①各授業回で取り上げる教科書の該当箇所およびそれに関連する事項について、受講者は十分な時間をかけて予習を行う。</p> <p>②報告担当者が、当該授業回で取り上げる教科書の該当箇所について、レジュメ報告を行う。</p> <p>③報告担当者のレジュメ報告に対する、担当教員からの質疑応答。</p> <p>④報告担当者ではない受講者に対する、担当教員からの質疑応答。</p> <p>⑤当該授業回で取り上げる教科書の該当箇所をめぐるディスカッション</p>			
成績評価方法・基準			
<p>1. 平常点 15点</p> <p>（1）出席状況、受講態度、報告担当者としての報告内容、質疑応答・ディスカッションへの取り組み に基づいて判定する。</p> <p>（2）①一定のレベルに達していない報告を行った報告者、②質疑応答・ディスカッションにおいて一定のレベルに達していない受講者については、たとえ授業に出席しようとも、平常点をカウントしない。</p> <p>（3）一定以上の平常点を獲得していない受講者については、筆記試験の受験を認めない。</p> <p>2. 筆記試験 85点</p> <p>（1）全15回の授業内容が十分に理解できているかを問う、総合的な論述問</p>			
教科書			
マイケル・サンデル著、鬼澤忍訳『これからの「正義」の話をしようー今を生き延びるための哲学』早川書房、2011年			
参考文献			
<p>瀧川裕英、宇佐美誠、大屋雄裕『法哲学』有斐閣、2014年</p> <p>田中成明『現代法理学』有斐閣、2011年</p> <p>亀本洋『法哲学』成文堂、2011年</p> <p>森村進編著『リバタリアニズム読本』勁草書房、2005年</p> <p>平井亮輔編『正義ー現代社会の公共哲学を求めてー』嵯峨野書院、2004年</p> <p>平野仁彦・亀本洋・服部高宏『法哲学』有斐閣アルマ、2002年</p> <p>森村進『自由はどこまで可能かーリバタリアニズム入門』講談社現代新書、2001年</p>			
授業計画（項目・内容）			
<p>（1）ガイダンス：授業の進め方、報告担当者の割り当て 等</p> <p>（2）教科書第1章</p> <p>（3）教科書第2章</p> <p>（4）教科書第3章</p> <p>（5）教科書第4章</p> <p>（6）教科書第5章①</p> <p>（7）教科書第5章②</p> <p>（8）教科書第6章①</p>			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

- (9) 教科書第6章②
- (10) 教科書第7章
- (11) 教科書第8章①
- (12) 教科書第8章②
- (13) 教科書第9章①
- (14) 教科書第9章②
- (15) 教科書第10章

備考

- (1) 受講者は、初回授業までに、各自で教科書を購入し、その内容に目を通したうえで、初回授業に教科書を持参すること。
- (2) 受講者は、初回授業までに、上記の参考文献すべてに目を通し、法哲学の主要問題領域に関する一定以上の理解レベルに到達しておくこと。
- (3) この科目の単位を修得するためには、受講者に相当程度の予習・復習が要求されることが、強く予想される。この科目の履修を希望する者は、この点につき十分な覚悟を持ったうえで、履修すること。
- (4) 法哲学の主要問題領域に関する一定以上の理解に到達していない受

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
企業法務	春学期・3年次	2単位	池野 千白・永田 朋良・入江 孝幸
講義内容			
<p><授業対象> 法律基本科目および実務基礎科目の履修を前提として、企業法務分野での応用的・実務的授業を行う。</p> <p><到達度目標> 企業法務分野において、法務部のレベルで求められる基礎的素養の修得と、顧問弁護士として求められる基礎的素養の修得を目指す。</p>			
授業方法			
・レクチャー・メソッド、ケース・メソッド、プロブレム・メソッドを、有機的に組み合わせて行う。			
成績評価方法・基準			
・平常点（予習状況、授業内の発言状況等を総合的に判断する）30%、定期試験（論述式問題）70%の配点比率により総合的に評価する。			
教科書			
・特に指定しない。			
参考文献			
<ul style="list-style-type: none"> ・ジュリスト増刊 実務に効く M&A・組織再編 判例精選 ・ジュリスト増刊 実務に効く コーポレート・ガバナンス 判例精選 ・その他も随時指示する。 			
授業計画（項目・内容）			
<ol style="list-style-type: none"> 1 最新企業実務（1）池野 2 最新企業実務（2）池野 3 最新企業実務（3）永田 4 最新企業実務（4）永田 5 最新企業実務（5）池野 6 最新企業実務（6）池野 7 最新企業実務（7）池野 8 最新企業実務（8）池野 9 最新企業実務（9）池野 10 最新企業実務（10）池野 11 最新企業実務（11）池野 12 最新企業実務（12）池野 13 最新企業実務（13）入江 14 最新企業実務（14）池野 15 最新企業実務（15）池野 16 定期試験 			
備考			
★まだ未確定であるが、随時、企業内弁護士によるスポット授業を数回予定としている。			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
環境法演習	春学期・3年次	2単位	土田 伸也
講義内容			
<p>授業対象：環境法全般。環境法の主要問題を法政策の観点および訴訟技術の観点から取り上げる。</p> <p>到達度判定目標：「環境法」（2年次秋学期）で修得した基礎知識をもとに、環境法上の諸問題について、より発展的な理解ができるようにするとともに、環境紛争を扱う実務法曹に求められる実務処理能力の涵養を目標とする。</p>			
授業方法			
<p>第1回目の授業で報告者を確定して、その後、毎回、担当者に報告をしてもらう。報告内容は、下記教科書の問いに対する解答を含む、当該テーマに関する事項とする。また、報告内容をもとに、双方向・多方向の授業を実施する予定なので、報告者以外の受講者も、教科書の該当箇所を予習したうえで、授業に参加するようにしてもらいたい。なお、環境法上の問題を理解する上で行政法や民法の基礎知識は必要不可欠であるから、必要となる限りにおいて、それらについても授業の中で確認する。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>平常点20%、学期末試験60%、その他20%。なお、平常点は、出席回数、授業中の発言等を総合的に考慮し、評価を行う。</p>			
教科書			
<p>大塚直・北村喜宣編『環境法ケースブック第2版』（有斐閣）</p>			
参考文献			
<p>北村喜宣『環境法第3版』（弘文堂） 大塚直『環境法第3版』（有斐閣） 淡路剛久・大塚直・北村喜宣編『環境法判例百選』（有斐閣）</p>			
授業計画（項目・内容）			
<p>第1回 環境法の基本理念・基本原則 第2回 環境紛争と法 第3回 環境法の規制システム 第4回 環境政策の手法 第5回 環境法と国・自治体の関係 第6回 公害訴訟 第7回 環境行政訴訟の技術 第8回 国際環境法と国内環境法の関係 第9回 環境紛争に関する行政的対応 第10回 環境影響評価 第11回 土壌汚染対策・地下水汚染対策 第12回 廃棄物処理 第13回 自然環境の保全 第14回 日照・景観 第15回 環境法の実施・施行</p>			
備考			
<p>実務法曹に必要な事実認定、論点抽出、論理構成に関する基礎体力を養成するために、事例形式の問題を素材にして課題を課すことがありうる。</p>			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
国際公法演習	春学期・3年次	2単位	齋藤 民徒
講義内容			
<p><授業対象> 国際公法の全範囲（ただし、国際人権法・国際環境法・国際経済法の専門的分野にわたる部分は除く）の内容について、具体的事案に着目した演習を行う。</p> <p><到達度判定目標> 国際公法全体の理解を深めるとともに、国際公法の各分野に関する知識をさまざまな具体的事例に応用できるようになることをめざす。</p>			
授業方法			
<p>あらかじめ指定する事案について、法的に問題となる事案の概要と自分なりの法的構成（争点の特定及び法的結論とそれに至る理由）とを前もって準備して授業にのぞむ。</p> <p>授業中は、講師によりさまざまな角度から受講生に対して質問が投げかけられ、それに対する応答を通じて理解を深め、応用力を養う（プロブレムメソッド、ソクラテスメソッドを適宜活用した双方向的授業とする）。</p> <p>学期中に2回行う総合演習では、それまでの演習内容をまとめる趣旨で具体的設題に対する分析を評価する。</p> <p>毎回、相当の予習が必須となる。進め方の詳細は、第1回のオリエンテーションで説明する。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>次の(1)と(2)の合算で成績評価する。</p> <p>(1) 定期試験＝60 %</p> <p>(2) 平常点及びその他（次の項目を重視する）＝40 %</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎回の演習課題に関するパフォーマンス（授業中の質問への応答を含む）への評価 ・まとめとなる総合演習課題への評価 			
教科書			
<p>松田幹夫編『演習ノート 国際関係法[公法系]』（法学書院、2012年） あわせて最新の条約集（出版社は問わない）を必ず持参すること。</p>			
参考文献			
<p>小寺彰ほか編『国際法判例百選 第2版』（有斐閣、2011年）。 授業進行に応じて随時紹介する。</p>			
授業計画（項目・内容）			
<ol style="list-style-type: none"> 1) 4/11 オリエンテーション 2) 4/18 演習1（総論） 3) 4/25 演習2（国家、管轄権など） 4) 5/2 演習3（自衛権、自決権など） 5) 5/9 演習4（国際組織） 6) 5/16 演習5（領域） 7) 5/23 演習6（海洋法） 8) 5/30 総合演習1 [演習1から演習6までのまとめ] 9) 6/6 演習7（外国人、人権など） 10) 6/13 演習8（外交官等、国際刑事法など） 11) 6/20 演習9（条約法） 12) 6/27 演習10（国家責任法） 13) 7/4 演習11（紛争処理） 14) 7/11 演習12（安全保障） 15) 7/18 総合演習2 [演習全体のまとめ] 			
備考			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
消費者法	春学期・2年次	1単位	浅見 敏範・鈴木 貴夫 柴田 将人・正木 健司
講義内容			
<p><授業対象></p> <p>近年の消費者取引におけるトラブルの増化，多様化傾向とそれに対応する消費者法の救済手段を立法経緯から理解し，消費者法の内容及び関連判例を民法理論と対比して学習することを通じて，民法理論のより深い理解につなげる。また，具体的な消費者被害をイメージし，これに対する法的な救済手段を学習する。</p> <p><到達度判定目標></p> <p>実務的な感覚を身につけて，応用的な法的思考力の習得。</p>			
授業方法			
<ul style="list-style-type: none"> ・単なる講義形式に止まらず，対話形式も用いて受講生参加型を心掛ける。 ・講義レジュメ及び配布資料（特別法論文）は，各担当講師が講義実施の2週間前までに用意して事務室へ提出し，講義当日に事務室が教室で配布する。 ・予習等の事前課題は別途，授業担当各講師が指定する。 			
成績評価方法・基準			
平常点30%（出席状況20%、発言内容・予習状況10%）・試験70%（4問中2問回答×35%）			
教科書			
法文（特別法は適宜）法文（特別法は適宜）			
参考文献			
各担当講師が適宜引用（講義レジュメに記載）			
授業計画（項目・内容）			
<p>① 消費者法 総論</p> <p>多重債務問題の現状を概説し，多重債務者の救済方法を説明した上で，それぞれの方法のメリット，デメリットを理解し，方法選択基準を考察する。</p> <p>② 消費者信用及び多重債務の現状Ⅱ</p> <p>多重債務者の救済に関して，利息制限法に関する最高裁判決の変遷，過払金返還請求訴訟における問題点，及びヤミ金被害の実態とその具体的な対応策について考察する。</p> <p>③ 特定商取引法，割賦販売法Ⅰ</p> <p>訪問販売，電話勧誘販売等の具体的な事例をもとに，クーリング・オフが適用される場面や悪徳事業者が法を潜脱するためにする工夫に，どう対処していくかを考える。クレジットの抗弁対抗の基礎についても取り扱う。</p> <p>④ 特定商取引法，割賦販売法Ⅱ</p> <p>エステ，英会話教室などの題材をもとに，特定継続的役務提供契約や業務提供誘因販売取引の適用される場面と，法を逸脱するためになされている事業者側の工夫にどう対処するか，具体的な事例をもとに考える。</p> <p>⑤ 消費者契約法</p> <p>なぜ，消費者契約法の制定が必要とされたのか，消費者取消権，不当条項の無効がどのような場面で適用されるのかを具体的な事例を挙げて考える。また，適格消費者団体の活動や，団体訴訟制度についても考察する。</p> <p>⑥ 投資被害</p> <p>投資被害にはどのようなものがあるかを，証券取引，商品先物取引などの類型毎に学ぶとともに，近時急増している投資詐欺にも言及したうえで，これらの取引被害に対して投資家（消費者）側の弁護士がどのように取り組み，どのような救済法理を確立してきたかを考察する。</p> <p>⑦ 欠陥商品被害</p> <p>製造物責任法制定の経過や背景，製造物責任法の考え方を学んだ上，実際の欠陥商品被害事件においてどのような点が問題となり，消費者（被害者）側代理人がどのような点を考慮して活動しているか，考察する。</p> <p>⑧ 欠陥住宅被害</p> <p>欠陥住宅被害の問題は，現在訴訟実務において大きく変化し，発展しつつある分野である。欠陥住宅被害がどのような問題であるかを理解した上，実際の欠陥住宅被害事件においてどのような点が問題となり，どのように紛争が解決していくかを考察する。</p>			
備考			
授業計画の担当講師割り振りは次の通り。			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

- ① 消費者法総論・・・弁護士鈴木貴夫（4/26）
- ② 消費者信用及び多重債務の現状・・・弁護士鈴木貴夫（5/24）
- ③ 特商法・割賦法Ⅰ・・・弁護士柴田将人（5/10）
- ④ 特商法・割賦法Ⅱ・・・弁護士柴田将人（5/17）
- ⑤ 投資被害・・・弁護士正木健司（6/7）
- ⑥ 消費者契約法・・・弁護士正木健司（6/28）
- ⑦ 欠陥商品被害・・・弁護士浅見敏範（6/21）
- ⑧ 欠陥住宅被害・・・弁護士浅見敏範（7/5）

期末試験は春学期試験期間中に行う

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
刑事模擬裁判	春学期・3年次	2単位	稲葉一人・福本博之・中川由賀
講義内容			
<p><授業対象> 公判演習教材を用い、実際の刑事第一審手続を模擬裁判により疑似体験しながら学修する。</p> <p><到達度判定目標> 刑事第一審手続を実際に体験する過程で、裁判官、検察官及び弁護人の果たすべき使命と役割について再認識し、法規の解釈適用及び事実認定に関する基礎的知識を確実なものにすることを目標とする。</p>			
授業方法			
<p>刑事手続等に関する講義、三者に分かれての準備、模擬裁判、講評を行う。 講義は、適宜ソクラテスマソッドを取り入れて行う。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>毎回出席することを原則として、授業目標の達成度を基準にして成績評価を行う。 公判準備、模擬裁判を含む15回の講義における取組状況を通じて、刑事法の基礎的知識、法的思考力、起案能力、口頭表現能力を総合的に評価する。 期末試験は実施しない。</p>			
教科書			
<p>「公判演習教材第2号」（法務総合研究所編） その他必要な資料・記録教材を別途配布する。</p>			
参考文献			
<p>随時指示する。</p>			
授業計画（項目・内容）			
<p>第1回～第4回 記録教材を使用しつつ、刑事手続等を学修する。</p> <p>第5回～第14回 模擬裁判を複数回に分けて実施する。 三者による模擬裁判と、三者に分かれての準備を交互に行いながら進めていく。</p> <p>第15回 全体講評</p>			
備考			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
税法演習	春学期・3年次	2単位	吉田 博幸
講義内容			
<p>（授業対象） 秋学期で実施した「税法」の講義を基礎とするため、秋学期の受講者とする。</p> <p>（到達度判定目標） さらなる税法知識を高めるために、税法の單元ごとに、より深く講義を実施していき、最終的には、その到達確認のために、個別面談をして、理解度の確認をし、理解度が規定に達していない場合には、個別指導をしていくことにより、全受講者の、到達目標を維持していく。</p>			
授業方法			
<p>毎回レジュメを使い、税法の基本的考え方を確認しながら、事例を織り交ぜながら、講義を進めていく。疑問点等があった場合、その疑問点を討議しながら、レベルアップを図る。</p> <p>最終的には、税法の根幹を、この講義を通じて、重要な論点は、講義終了までに理解していただくことを、主な目的とし、今後より複雑化する税法に、対応できる能力をつけていただく。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>平常点（授業の出席状況及び、授業中の発言、受講生自信が自分の考えで回答しているか？など）20%、試験60%、及びレポート等、その他20%で実施する。</p> <p>定期試験については、論文形式で、テーマを掲げ、受講生の考え方をまとめさせていく。</p>			
教科書			
<p>毎回レジュメ方式により、対応していく。</p> <p>リーガルマインド租税法 増田英敏著（成文社）</p>			
参考文献			
<p>毎回のレジュメに、記載予定（できる限り、その時の状況により、問題となりうる論点をピックアップしていく。） なお、論文、判例については、「随時指示をしていく」</p>			
授業計画（項目・内容）			
<p>第1回 法人税法 第2回 法人税法 第3回 法人税法 第4回 法人税法 第5回 法人税法 第6回 所得税法 第7回 所得税法 第8回 所得税法 第9回 所得税法 第10回 所得税法 第11回 消費税法 第12回 消費税法 第13回 相続税法 第14回 相続税法 第15回 相続税法</p> <p>上記法令について、我が国において、根幹となる税法の過去の判例を見ながら、基本的な考え方及び税務訴訟に至った経緯、その結果としてどのような税法の改正がなされることになったのか？ 受講していただく方々に自分なりの意見を出し合ってもらいながら、今後の税法訴訟に対応できる基礎的な能力を身に付けて行っていただく。</p>			
備考			
<p>最近の税務は、非常に複雑であり、税務当局とのトラブルも多くなっている。</p> <p>また、司法試験合格後、弁護士登録をすれば、税理士登録も可能となり、将来は、法務、税務の専門家として、総合的な企業支援や、個人の依頼者の対応をすることも可能である。</p>			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
知的財産法演習	春学期・3年次	2単位	村山信義・小川晶露
講義内容			
<p>【授業対象】 2年次秋学期の「知的財産法」の履修を前提として、主として、特許法及び著作権法を中心に扱います。</p> <p>【到達度判定目標】 知的財産法の基本概念について実例を通じて確認し、知的財産法の総合的理解と実務的能力の修得を目指します。</p>			
授業方法			
<p>プロブレムメソッドに基づき、事前の設問課題予習を行い、その上で、対話形式・双方向形式によって多方向において議論を進めながら、各法域の基本概念・重要論点の確認・理解を進めます。受講生においては、各回のテーマについて参考資料等を用いて情報収集・論点等の整理をした上で起案を行います。この事前学習を前提に授業内での発言・討論を求めます。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>平常点20%（うち第1回～第7回10%、第9回～第15回10%、対話形式・双方向形式によって多方向において議論内容を主として評価する。）、定期試験60%（定期試験A30%、定期試験B30%）、その他20%として、総合的に評価します。</p>			
教科書			
<p>特には指定しません。</p>			
参考文献			
<p>〔特許法〕 特許庁編「工業所有権法逐条解説」（社）発明協会発行 吉藤幸朔著 熊谷健一補訂「特許法概説」（株）有斐閣発行 竹田稔著「知的財産権侵害要論—特許・意匠・商標権」（社）発明協会発行 増井・田村著「特許判例ガイド」（株）有斐閣発行 小泉直樹等編著『ケースブック知的財産法』（株）弘文堂発行 中山・相澤・大淵編「特許判例百選（別冊ジュリスト（No.209）」）（株）有斐閣発行 その他、参考文献は、随時指示します。</p> <p>〔著作権法〕 中山信弘「著作権法」有斐閣 斉藤博「著作権法」（第3版）有斐閣 作花文雄「著作権法」（第3版）ぎょうせい 半田正夫「著作権法詳説」（第11版）法学書院 三山裕三「著作権法詳説—判例で読む16章」レクシスネクシス 斉藤博、半田正夫「別冊ジュリスト著作権判例百選（No157）」有斐閣 盛岡一夫、土肥一史「演習ノート知的財産権法」法学書院 坂田均「判例で学ぶ著作権法入門—実践的理解をめざして」ミネルヴァ書房 （注）上記は、あくまで参考書です。適宜、レジュメ等を配布します。</p>			
授業計画（項目・内容）			
第1回	権利に対する抗弁		
第2回	実施権制度		
第3回	権利侵害に対する救済		
第4回	クレーム解釈と均等論		
第5回	審決取消訴訟		
第6回	保護されるべき発明		
第7回	特許要件		
第8回	定期試験A		
第9回	著作物と創作性①		
第10回	著作物と創作性②		
第11回	職務著作、共同著作等各種著作権		
第12回	著作権		

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

- | | |
|------|---------------------|
| 第13回 | 著作者人格権 |
| 第14回 | 各種制限規定 |
| 第15回 | データベース、コンピュータプログラム等 |

備考

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
保険法	春学期・3年次	2単位	小川 淳
講義内容			
<p>〈 授業対象 〉</p> <p>本講義では、保険法に関する法律、理論、判例について分かりやすい解説を試みる。特に以下の4点を意識して講義を進める。</p> <p>① 保険法分野は、民商法との接点も少なくない。講義を通じて、関連する民商法の知識の確認や復習を意識的に行う。</p> <p>② できるだけ多くの保険法判例の紹介、評釈を通じて、事案の分析、思考能力を養う。</p> <p>③ 保険販売で生じる紛争、保険約款の解釈の問題など、実務上問題となるテーマも取り入れる。</p> <p>④ 保険法に関する題材を通じて、法律文章の論述の仕方にも、適宜、言及する。</p> <p>〈 到達度判定目標 〉</p> <p>保険法における基本的な論点を理解し、これを適切に論述、公表できることを到達目標とする。</p>			
授業方法			
<p>1. 授業は、各回のテーマに基づいた講義形式を基本とするが、受講者との双方向的な質疑応答を取り入れ、理解に資するようにしたい。</p> <p>2. 講義は、原則的に同テキストに即して進めるが、理解に資するため、部分的に項目を変更し、あるいは理解を一層深めるため、テキストの内容を超えた点にも言及する予定である。</p> <p>3. 予習をしていなくとも理解に支障のない講義を心掛けるが、受講者は、毎回、各講義のテーマに対応する教科書の該当部分を一読して、授業に臨むよう心掛けてほしい。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>毎回出席することを原則として、授業目標の達成度を基準として成績評価を行う。平常点（出席状況、授業における取組状況）30%、レポート20%、最終試験50%により、総合的に評価する。</p>			
教科書			
<p>以下を本年度授業のテキストとする。なお、ほぼ毎回、授業用資料を配付して使用する。テキストは常備されたい。</p> <p style="text-align: center;">山下友信・竹濱修・洲崎博史・山本哲夫 「(有斐閣アルマ) 保険法 (第3版補訂版)」有斐閣</p>			
参考文献			
<p>以下の判例集から多くの判例を取り上げるが、必要箇所は配布するので、必ずしも常備する必要はない。</p> <p style="text-align: center;">山下友信・洲崎博史 「別冊ジュリスト 保険法判例百選」</p>			
授業計画（項目・内容）			
<p>第1回 保険法総論 1 保険制度 2 保険取引の特色 3 保険監督 4 保険契約と保険法</p> <p>第2回 保険法の基礎理論 1 保険経営上の原則と保険法特有のルール 2 保険法特有の強行法的規制 3 保険と代位</p> <p>第3回 損害保険（1） 1 損害保険契約の内容 — 一般的内容 2 損害保険契約の内容 — 損害保険契約の特色</p> <p>第4回 損害保険契約（2） 1 損害保険契約の成立 2 保険料の支払</p> <p>第5回 損害保険契約（3） 1 損害保険関係の変動 2 損害のてん補</p> <p>第6回 損害保険契約（4） 1 保険契約の終了 2 保険担保 3 責任保険</p> <p>第7回 生命保険契約（1） 1 生命保険契約の内容</p>			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

- 第8回 生命保険契約（2）
1 生命保険契約の成立 2 保険料の支払
- 第9回 生命保険契約（3）
1 保険契約者・保険金受取人の変更 2 危険の変動
- 第10回 生命保険契約（4）
1 保険の支払（保険給付） 2 生命保険の終了
- 第11回 生命保険契約（5）
1 生命保険契約の多様な利用方法 2 生命保険契約から生ずる権利の処分・担保化・差押え
- 第12回 損害保険契約・生命保険契約の復習
- 第13回 自動車保険（1）
1 自動車保険制度の仕組み 2 自賠責保険
- 第14回 自動車保険（2）
1 任意自動車保険
- 第15回 傷害疾病保険
1 総説 2 傷害保険契約の内容 3 契約の終了 4 傷害疾病保険と保険代位
5 保険給付と損害賠償金の調整 6 疾病保険契約の内容 7 道德危険とその対策

備考

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
倒産法演習	春学期・3年次	2単位	高木 道久
講義内容			
<p>1. 授業対象 清算型の法的倒産処理手続の一般法であると同時に倒産処理法制の中核となる基本法である破産法及び再生型の倒産処理手続の一般法である民事再生法について、事例問題演習及び「倒産判例百選（第5版，有斐閣刊）」に掲載されている判例の分析を実施する。</p> <p>2. 到達度判定目標 2年次秋学期に配置されていた倒産法の授業で学習した破産法及び民事再生法に関する基礎的な法的思考方法と知識を基に、事例式問題演習及び倒産事件判例の分析を通じて、実際の倒産事件において如何なる事実関係から如何なる倒産法上の問題が生起してくるのかを分析的に学習すると共に、倒産法上の諸問題について倒産管財人等や倒産裁判所が如何なる法理論と利益衡量とを用いて如何なる結論を導き出すに至っているかを動的に把握することによって倒産実体法と倒産手続法に関する基礎的な法的思考方法と知識を確実にした上で、受講生が本校を卒業して倒産事件を扱う弁護士または裁判官となったときに必要となる基礎的な法的知識と法的思考力を確実にすることを目的とする。</p>			
授業方法			
<p>1. 受講生は、開講者が予め「授業詳細」欄に掲載する演習事例または判決文に関するレポートを起案して授業に臨む。</p> <p>2. 授業においては、受講生と開講者及び受講生間での双方向的且つ多方向的な質疑応答や議論を展開することによって、演習問題または判決文を分析して争点を明らかにした上で、想定し得る問題点と問題点に対する倒産法的な解決方法を検討して倒産手続法と倒産実体法に関する理解を確実にすると共に、民法、商法及び会社法等の民事実体法が倒産実体法によって如何に変容されているかを確実に理解する。</p> <p>3. 授業の終了時に受講生のレポートを回収して開講者において検討し、到達度の確認等に利用すると共に次回の授業において簡単な講評を行う。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>本学の法律演習科目における成績評価基準では「平常点20%とし定期試験60%としその他を20%とする」ことが原則とされていることに準拠し、全15回からなる授業への毎回出席を当然の前提とした上で到達度判定目標の達成度を基準として、平常点（授業の事前準備の状況と内容及び授業の際に看取し得る熱意と積極性及び発言内容等）を20%とし定期試験の結果（論点把握の的確性、論旨展開の理論的正確性、基本的な学説及び判例 - 重要な下級審裁判例を含む - の正確な理解及び結論の妥当性並びに誤字、脱字及び引用条文の誤りの存否と程度等）</p>			
教科書			
<p>1. 昨年度秋学期の倒産法の授業において受講生各自が使用した基本書 2. 倒産法判例百選（第5版，有斐閣刊）</p>			
参考文献			
<p>倒産法の理解のためには、個々の受講生の好みにあった基本書を精読すると共に、「倒産法判例百選（第5版）」（有斐閣刊）に掲載されている諸判例の判旨を十分に理解することが肝要であり、代表的な注釈書及び定評のある演習用書籍については第1回授業詳細のガイダンス用レジュメに掲載して紹介する。</p>			
授業計画（項目・内容）			
<ol style="list-style-type: none"> 1. 再生手続と再生計画 - 再生債権者の平等及び再生債権者の一般の利益 2. 再生債権及び共益債権と破産債権及び財団債権 3. 複数の全部義務者の倒産（1） 4. 複数の全部義務者の倒産（2） 5. 倒産手続における機関 - 破産管財人及び再生債務者の法的地位 6. 双方未履行の双務契約の処理（1） 7. 双方未履行の双務契約の処理（2） 8. 倒産手続の開始と係属中の訴訟手続等の効力 9. 倒産手続と担保権の処遇（1） 10. 倒産手続と担保権の処遇（2） 11. 倒産手続と相殺の担保的効力 - 相殺権（1） 12. 倒産手続と相殺の担保的効力 - 相殺権（2） 13. 倒産手続と詐害行為及び偏頗行為 - 否認権（1） 14. 倒産手続と詐害行為及び偏頗行為 - 否認権（2） 			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

15. 倒産手続と詐害行為及び偏頗行為 - 否認権（3）

備考

1. 法律演習科目としての性質から当然の事柄ではあるが、各回授業への参加に際してはレポートの事前起案と授業終了後の提出が当然の前提となる。

従って、倒産法演習の履修は相当に厳しいものとなると思料されるが、この時期の自己研鑽は将来において必ず開花すると信じて参加されたい。

2. 授業の内容や進行状況との関係から、開講後に授業の実施日時や授業計画を変更することがあるので、予め了解されたい。

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
リーガル・クリニック	春学期・3年次	2単位	高木 道久・名越 陽子・鈴木 真美
講義内容			
<p>1. 授業対象</p> <p>本科目は、法律実務基礎科目群の中でも模擬裁判やエクスターンシップと共に臨床法律実務科目を形成していることから、本学に併設されている中京市民法律事務所（以下「併設法律事務所」という）の全面的協力を得て実施する法律相談実習、法律実務実習及び事例研究を対象とする。</p> <p>2. 到達度判定目標</p> <p>現実の法的紛争に関する法律相談実習と事例研究を通じて法律相談におけるカウンセリング機能の必要性とその内容を理解して担当弁護士がカウンセリング型の法律相談を展開して行く際に必要とされる問題解決能力や各種技法の基本を体験的に習得すると共に、現実の法的紛争に関する法律実務実習と事例研究を通じて民事弁護活動に携わる弁護士に必要な各種の能力と技法の基本を体験的に学習し、実務法曹たる弁護士が備えるべきリーガルマインドの本質を体験的に理解することを目的とする。</p>			
授業方法			
<p>1. 法律相談実習</p> <p>併設法律事務所所属の名越弁護士や鈴木弁護士または担当教員もしくは協力弁護士の指導の下で、併設法律事務所、担当教員もしくは協力弁護士が所属する法律事務所で行われる実際の法律相談や依頼者との打合わせ又は愛知県弁護士会名古屋法律相談センターで実施される実際の法律相談への立会を行なう。</p> <p>なお、法律相談実習を行う際の受講生は、性別や年齢を問わずにスーツを着用することが必要である。</p> <p>2. 法律実務実習</p> <p>併設法律事務所または担当教員もしくは協力弁護士の所属法律事務所ですべてに受任された現実の事件について、名越弁護士や鈴木弁護士または担当教員もしくは協力弁護士の指導の下、事件処理に必要な判例や文献及び各種法情報の調査並びに意思表示文書や意見書、訴状、答弁書、準備書面、証拠申出書及び尋問事項メモ等の様々な法文書を起草する。</p> <p>3. 事例研究</p> <p>法律相談実習及び法律実務実習で取扱った実際の法律相談や受任事件の事案を題材とした名越弁護士や鈴木弁護士及び担当教員も交えての受講生全員での多方向的な検討により、民事弁護活動実務の場において受講生が本額でこれまでに学習した各種の法律知識や法的思考方法が如何に活用されているかを体験的に理解する。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>臨床法律実務科目としての本科目の特性から定期試験は実施せず、法律相談実習や法律実務実習及び事例研究への毎回参加（出席）を当然の前提とした上で、法律相談実習や法律実務実習及び事例研究の機会に看取し得る事前準備の状況と内容及び取り組み状況 - 熱意と積極性及び発言内容等 - 並びに報告書及び法律実務実習の際に起草された各種法文書における問題提示的的確性、基本的な学説及び判例 - 重要な下級審裁判例を含む - の正確な理解と指摘、論旨展開の理論的正確性及び誤字、脱字や引用条文の誤りの存否と程度等を基準として総合的に評価して合否</p>			
教科書			
<p>臨床法律実務科目としての本科目の特性から特定の書籍を教科書として指定することはしないが、「七訂 民事弁護の手引」、「五訂 民事弁護における立証活動」、「民事弁護教材 改訂 民事執行（補正版）」及び「民事弁護教材 改訂 民事保全（補正版）」（いずれも司法研修所編・日本弁護士連合会刊）を事前に精読しておくことが必要不可欠である。</p>			
参考文献			
<p>第1回授業詳細のガイダンス用レジュメに記載すると共に、個別事案に関する参考文献等については、事例研究の際に必要なに応じて紹介するほか、法律相談実習または法律実務実習の際にも必要なに応じて紹介する。</p>			
授業計画（項目・内容）			
<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス及び事例研究（法律相談の基礎） 2. 法律相談実習（1）または法律実務実習（1） - 未定 3. 法律相談実習（1）または法律実務実習（1） - 未定 4. 事例研究（授業） - 法律相談実習（1）または法律実務実習（1）の検討 - 未定 5. 法律相談実習（2）または法律実務実習（2） - 未定 6. 法律相談実習（2）または法律実務実習（2） - 未定 7. 事例研究（授業） - 法律相談実習（2）または法律実務実習（2）の検討 - 未定 8. 法律相談実習（3）または法律実務実習（3） - 未定 9. 法律相談実習（3）または法律実務実習（3） - 未定 			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

10. 事例研究（授業） - 法律相談実習（3）または法律実務実習（3）の検討 - 未定
11. 法律相談実習（4）または法律実務実習（4） - 未定
12. 法律相談実習（4）または法律実務実習（4） - 未定
13. 事例研究（授業） - 法律相談実習（4）または法律実務実習（4）の検討 - 未定
14. 法律相談実習（5）または法律実務実習（5） - 未定
15. 事例研究（授業） - 法律相談実習（5）または法律実務実習（5）の検討 - 未定

備考

本科目の履修に際しては、第1回授業詳細のガイダンス用レジюмеに記載している種々の注意事項を総て予め了解していることが前提となることに留意されたい。

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
ライティング&ローヤリング	春学期・3年次	2単位	高木 道久
講義内容			
<p>1. ローヤリングについて</p> <p>1) 授業対象</p> <p>民事弁護活動に携わる弁護士に必要とされる法律相談や依頼者等との面談、事実の調査や証拠収集及び交渉に関する基本的な理論と技法及び裁判所での調停手続や単位弁護士会が設置している紛争解決センターでのあっせん・仲裁手続を始めとするADR（裁判外紛争解決（処理）手続）に関する基礎的な実務的理論を対象とする。</p> <p>2) 到達度判定目標</p> <p>弁護士がその業務を遂行する上での他者とのコミュニケーションの重要性の理解を出発点とした上で、これまでに受講生が法曹職入門、要件事実論入門、法曹倫理及び民事裁判実務基礎の各科目を通じて習得して来た基本的な知識と思考方法を基に民事弁護活動に携わる弁護士に必要とされる様々な基礎理論と技法の習得を図ることを目的とすると共に、ADR（裁判外紛争解決（処理）手続）の種類、機能と内容及びその長所と短所を理解して具体的な民事紛争において如何なる紛争解決手続を選択すべきかを判断する際に必要となる基礎的な思考方法を習得することを目的とする。</p> <p>2. ライティングについて</p> <p>1) 授業対象</p> <p>多義に亘る法文書の作成は弁護士業務における中核の一つを構成していることから、事実や法的判断を報告し又は主張し若しくは通知する文書及び契約書等の合意文書等の各種法文書（訴訟手続を中心とした法的紛争解決制度における紛争解決機関宛の文書を除く）を対象とする。</p> <p>2) 到達度判定目標</p> <p>訴訟手続を中心とした法的紛争解決制度における紛争解決機関宛の文書以外の各種法文書の目的や機能を理解した上で、受講生が法情報調査の講義で習得した調査技術を基に、各種法文書の作成に必要な基本的な理論と技法に関する理解と習得を図ると共に、各種法文書の作成に際しても要件事実と証明責任からの分析と思考が極めて重要な地位を占めていることを理解することを目的とする。</p>			
授業方法			
<p>1. 本授業は民事弁護実務に関する実践的な内容であるため、まずはDVD等の視聴覚教も利用して民事弁護実務に関する基礎的な理論や技法に関する開講者による実務的な視点からの解説を行い、その後に具体的な事案を素材とした法律相談と依頼者からの事情聴取、事実の調査と証拠の収集及び紛争解決手段としての相手方との交渉に関するロールプレイ及び法文書の起案を行った上で、ロールプレイや起案に対する多角的な検討を行うことによって実践的且つ演習的な内容となるように進行させる。</p> <p>なお、ロールプレイは、いずれも受講生と愛知県弁護士会所属の若手弁護士との間で実施する予定である。</p> <p>2. 受講生によるロールプレイや起案についての検討を行う際は勿論、開講者による解説の際でも、受講生と開講者との間及び受講生間での議論や意見交換を実施し、双方向的且つ多方向的に授業を展開する。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>起案やレポートの状況、授業の事前準備、ロールプレイの際の状況及び授業毎の意見発表その他の平常点を50%とし定期試験の結果を50%として総合的に絶対評価した後に対象評価を加味して実施する。</p>			
教科書			
<p>1. 七訂 民事弁護の手引（司法研修所編、日本弁護士連合会刊）</p> <p>2. 五訂 民事弁護における立証活動（司法研修所編、日本弁護士連合会刊）</p> <p>3. 民事弁護教材 改訂 民事執行（補正版）（司法研修所編、日本弁護士連合会刊）</p>			
参考文献			
<p>1. 実務ロイヤリング講義（第2版）（名古屋ロイヤリング研究会編、民事法研究会刊）</p> <p>2. 弁護士業務マニュアル（東京弁護士会編、ぎょうせい刊）</p> <p>3. 民事弁護ガイドブック（ぎょうせい刊）</p> <p>4. 民事弁護の基礎（小島武司監修、雄松堂出版刊）</p> <p>なお、その余の民事弁護実務に関する参考文献及び各回の授業テーマに関する参考文献は授業の際に紹介する。</p>			
授業計画（項目・内容）			
<p>1. ローヤリング総論 - ローヤリングの基礎</p> <p>2. ライティング総論 - 法文書の目的とその内容</p>			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

3. 法律相談や初回面談における基礎的スキル及び受任の際の基礎的留意事項（1）
4. 法律相談や初回面談における基礎的スキル及び受任の際の基礎的留意事項（2）
5. 法律相談の実践 - ロールプレイによる模擬法律相談
6. 法律相談の検討 - ロールプレイによる模擬法律相談の分析と検討
7. ADR（裁判外紛争解決手続）の理論と技法（1） - 稲葉教授の特別授業
8. ADR（裁判外紛争解決手続）の理論と技法（2） - 稲葉教授の特別授業
9. 事実調査及び証拠収集の基本と基礎的スキル
10. 紛争解決方法のプランニング及び相手方との交渉（リーガル・ネゴシエーション）
11. 紛争解決の実践 - ロールプレイによる模擬交渉
12. 紛争解決の検討 - ロールプレイによる模擬交渉の分析と検討
13. 交渉の成立と合意文書 - 私製証書と公正証書及び訴え提起前の和解手続
14. 合意文書の作成の実践 - ロールプレイによる合意文書の作成と検討
15. 依頼者との関係の維持及び受任事項の終了時の措置 - 依頼者への報告と説明

備考

本授業は、ロールプレイの実施等の関係から隔週金曜日の4限目と5限目に2コマ連続で実施する。

なお、開講日との関係、授業の進行状況及びリーガル・クリニック等の講座との合同授業を実施する関係から、開講後に授業の実施日時や授業計画を変更することがあるので、予め了解されたい。

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
国際私法演習	春学期・3年次	2単位	山村 真理子
講義内容			
<p><授業対象></p> <p>① 国際関係法私法系（国際私法・国際取引法・国際民事手続法）のうちの財産法分野の内容（「国際私法」科目で扱った内容）について、事例式演習を行う。（第8回～第12回）</p> <p>② 「国際私法」科目で扱わなかった家族法分野を中心に、準拠法の決定・適用プロセスおよび国際民事手続法上の諸問題（国際裁判管轄、外国裁判の承認と執行）を取り上げる。（第1回～第7回、第13回～15回）</p> <p><到達度判定目標></p> <p>・上記授業対象①について</p> <p>「国際私法」科目においてすでに基礎的な法理論と思考方法を修得していることを前提に、判例を題材とした課題や事例問題の検討を通じて基礎知識の定着を図るとともに、実践的・総合的な問題解決能力を養成することを目標とする。</p> <p>・上記授業対象②について</p> <p>（i）第1回～第7回</p> <p>後半（第13回～第15回）で行う演習を受講できるレベルの基礎的な法理論の理解の修得を目指す。具体的には、基礎的レベルの事例問題に対し、論理的な整合性を持った法的議論を展開できる分析能力・論理的思考能力を身につけることを目標とする。</p> <p>（ii）第13回～第15回</p> <p>判例を題材とした課題や事例問題の検討を通じて基礎知識の定着を図るとともに、実践的・総合的な問題解決能力を養成することを目標とする。</p>			
授業方法			
<p>・上記授業対象①について（第8回～第12回）</p> <p>事例問題に対する事前の予習を前提に、ソクラテスマソッド及び双方向的形式によって議論を進めていく。なお、毎回、レポートの提出を求める。</p> <p>・上記授業対象②について</p> <p>（i）第1回～第7回</p> <p>ソクラテスマソッド及び双方向的な授業方式で行う。</p> <p>（ii）第13回～第15回</p> <p>事例問題に対する事前の予習を前提に、ソクラテスマソッド及び双方向的形式によって議論を進めていく。なお、毎回、レポートの提出を求める。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>毎回出席することを前提に、到達度目標の達成度を基準として成績評価を行う。平常点（出席状況、事前準備・授業における取り組み状況）20%、レポート20%、定期試験60%により、総合的に評価する。</p>			
教科書			
<p>・財産法分野の内容については、「国際私法」科目で使用した教科書・レジュメ・配布資料</p> <p>・家族法分野の内容については、財産法分野で使用した教科書と同じもの。なお、各テーマごとにレジュメも配布する。</p>			
参考文献			
<p>・櫻田嘉章・道垣内正人編著『国際私法判百選〔第2版〕別冊ジュリスト210号』（有斐閣・2012年）</p> <p>・澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門〔第7版〕』（有斐閣・2012年）</p> <p>・高桑昭『国際商取引法〔第3版〕』（有斐閣・2011年）</p> <p>・本間靖規・中野俊一郎・酒井一『国際民事手続法〔第2版〕』（有斐閣・2012）</p> <p>・櫻田嘉章・道垣内正人編集『注釈国際私法（1）（2）』（有斐閣・2011）</p>			
授業計画（項目・内容）			
<p>第1回 国際私法 - 婚姻①</p> <p>第2回 国際私法 - 婚姻②・離婚</p> <p>第3回 国際私法 - 親子関係①</p> <p>第4回 国際私法 - 親子関係②</p> <p>第5回 国際私法 - 扶養・相続・遺言</p> <p>第6回 国際私法 - 自然人・法人</p> <p>第7回 家族関係事件の国際裁判管轄と外国裁判の承認・執行</p>			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

- | | | |
|------|--------|-----|
| 第8回 | 財産関係事件 | 演習① |
| 第9回 | 財産関係事件 | 演習② |
| 第10回 | 財産関係事件 | 演習③ |
| 第11回 | 財産関係事件 | 演習④ |
| 第12回 | 財産関係事件 | 演習⑤ |
| 第13回 | 家族関係事件 | 演習① |
| 第14回 | 家族関係事件 | 演習② |
| 第15回 | 家族関係事件 | 演習③ |

備考

2年次秋学期において「国際私法」科目を履修していることが前提となる。

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
労働法演習	春学期・3年次	2	犬飼 裕行
講義内容			
<p><授業対象> 個別的労働関係法及び集团的労使関係法に関するテーマについて、労働法の基礎の習得をベースとして、判例の検討・事例問題演習等を行う。</p> <p><到達度判定目標> 労働法の重要なテーマについて、事例分析、法的論点の把握、法解釈、法適用による妥当な結論の導出という法解釈のプロセスを通じて、労働法を総合的・多角的に理解することを目標とする。</p>			
授業方法			
<p>本演習では、事前に参加者に担当する判例を割り当て、担当者において事前の検討をふまえレジュメを提出してもらい、演習での報告にもとづく参加者ないし教員との討論を通じて、暗記ではなく理解による労働法の習得を目指す。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>平常点（講義への出席、事前準備、提出レジュメ、授業における取り組み状況等により総合的に評価する。）20%、レポート（4回程度実施する予定）20%、定期試験60%の割合により評価する。</p>			
教科書			
<p>菅野和夫監修・土田道夫・山川隆一・大内伸哉・野川忍・川田?之編著（2014）『ケースブック労働法（第8版）』弘文堂 両角道代・森戸英幸・梶川敦子・水町勇一郎著（2013）『リーガルクエスト・労働法（第2版）』有斐閣 村中孝史・荒木尚志編（2009）『労働法判例百選 [第8版]（別冊ジュリスト197号）』有斐閣</p>			
参考文献			
<p>菅野和夫著（2016）『労働法第11版』弘文堂（2016年2月刊行予定） 水町勇一郎著（2014）『労働法（第5版）』有斐閣 その他の参考文献は、講義の中で適宜指示する。</p>			
授業計画（項目・内容）			
<p>第1回 労働契約、労働関係の成否 第2回 労働者の人権・雇用平等 第3回 労働条件の変更（1） 第4回 労働条件の変更（2） 第5回 賃金、労働時間（1） 第6回 労働時間（2）、休暇・休業 第7回 人事、配転・出向・転籍 第8回 服務規律・懲戒 第9回 労働関係の終了（1） 第10回 労働関係の終了（2） 第11回 労働組合、団体交渉 第12回 団体行動 第13回 不当労働行為 第14回 組織の流動化、派遣労働 第15回 労働災害の補償、労働紛争処理</p>			
備考			
<p>事前のガイダンスとしてプレ講義を実施する予定ですので、履修を検討している方は参加して下さい。</p>			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
刑法演習	春学期・2年次	2単位	緒方 あゆみ
講義内容			
<p><授業対象> 刑法総論・刑法各論</p> <p><到達度判定目標> 本科目は、事例演習形式（ケースメソッド）で進める。毎回、事前に4～5問程度の事例について検討してもらい、受講者と当該事例の論点に関する学説・判例等をソクラテス・メソッド（双方向・多方向）で確認・議論することにより、刑法解釈論の理解をより深め、論理的かつ実践的な問題解決能力を身につけることを目的とする。また、到達度判定目標の具体的理解を図るため、コア・カリキュラムを意識し、授業を行う。</p>			
授業方法			
<p>講義内容でも示したように、本演習は事例演習形式であり、教員・学生間で双方向・多方向に議論・検討するソクラテス・メソッドで行う。</p> <p>演習の性格上、毎回の予習・復習は必須である。演習で取り上げる事例問題を2週間前までにTKCに掲載するので、各自で十分な予習をして演習にのぞむこと。</p>			
成績評価方法・基準			
平常点20%（事前準備と授業における取り組み状況）、定期試験60%（論述式）、その他20%（中間試験）で総合的に評価する。			
教科書			
<p>刑法1・2と同じものを指定するが、他の基本書・体系書でも構わない。</p> <p>原則として、1年次で使用した基本書を3年次まで使用すること。</p> <p>判例百選は最新版〔第7版〕を用意すること。</p>			
参考文献			
毎回、演習問題の論点およびその他付随する論点に関する部分について基本書で確認した上で、問題を検討する上で必要となる判例（類似・関連判例も含む）の事実の概要・判旨を確認し、評釈にも目を通しておくこと。			
授業計画（項目・内容）			
<p>第1回 総論（1）</p> <p>第2回 総論（2）</p> <p>第3回 総論（3）</p> <p>第4回 総論（4）</p> <p>第5回 総論（5）</p> <p>第6回 総論（6）</p> <p>第7回 これまでのまとめ</p> <p>第8回 中間試験</p> <p>第9回 各論（1）</p> <p>第10回 各論（2）</p> <p>第11回 各論（3）</p> <p>第12回 各論（4）</p> <p>第13回 各論（5）</p> <p>第14回 各論（6）</p> <p>第15回 これまでのまとめ</p> <p>第16回 定期試験</p>			
備考			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
被害者学	春学期・1年次	1単位	川崎 友巳
講義内容			
<p><授業対象> 刑事法実務への関心を有する者に有益な知見となり得る「被害者学」の理論と実践の両方について概観する。</p> <p><到達度判定目標></p> <p>①被害者学の今日的な意義、課題を正確に理解できるようになる。 ②被害者学の研究蓄積や知見のわが国の刑事法実務への影響を把握することができるようになる。 ③刑事法実務への多角的な視点をもつことができるようになる。</p> <p>犯罪被害者は、犯罪の当事者でありながら、刑事司法の中で、長い間、「忘れられた存在」であった。また、犯罪原因を探求し、理論的な把握を目指す犯罪学の領域でも、犯罪者にばかり焦点が当てられ、被害者に関心が払われることはなかった。そうした状況に一石を投じたのが、被害者学（Victimology）である。20世紀に誕生した新しい研究領域である被害者学は、犯罪現象の理解に、「被害者」という重要なファクターの存在が不可欠であることを強調し、刑事政策に、被害者対策という新たな視点を持ち込んだ。そのインパクトは大きく、とりわけ過去20年ほどの間、「被害者」への対策は、わが国の刑事政策におけるホットイシューであり続けている。今や、被害者学は、わが国の刑事司法を理解する上で、欠くことのできない視点といえることができる。本講では、こうした問題意識のもと、被害者学の理論と実践の両面について概観することにした。</p>			
授業方法			
講義形式を基本とし、双方向的な討論も可能な限り行う。授業では、内容の理解を深めるため、ビデオなど映像教材を適宜用いる。			
成績評価方法・基準			
平常点（（出席状況および事前準備と授業における取り組み状況））50%・試験（講義内容の理解と思考の確認）50%			
教科書			
指定しない。			
参考文献			
必要に応じて、授業時に紹介する。			
授業計画（項目・内容）			
第1回 「被害者学」の意義と被害者学理論 第2回 わが国の犯罪被害者対策の歩み(1)—1990年半ばまで 第3回 わが国の犯罪被害者対策の歩み(2)—2000年まで 第4回 21世紀の被害者対策(1)—「体感治安の悪化」と厳罰化 第5回 21世紀の被害者対策(2)—被害者の保護・支援から参加へ 第6回 被害者学各論—性犯罪被害者対策 第7回 被害者学各論—交通犯罪対策 第8回 被害者学の展望と課題			
備考			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
少年法	春学期・2年次	1単位	漆畑 貴久
講義内容			
<p>（授業対象）</p> <p>本講義では、刑法、及び刑事訴訟法の特別法とも位置付けられる少年法について学びます。講義では、少年非行の現状についての認識を前提として、少年法の理念、少年法の性格、少年法における対象者への処遇（捜査・調査、審判、処分）、少年に対する刑事手続等について取り上げ、概観することを予定しています。主な授業の内容は、授業計画に示した通りですが、受講生の理解の深度その他の事情により変更することがありますので、予め、ご了承ください。</p> <p>（到達度判定目標）</p> <p>①少年非行の動向、及び特徴を、統計資料を参照しつつ説明することができる。</p> <p>②少年法の理念について、説明することができる。</p> <p>③少年保護手続の概要を、一般の刑事手続との相違を明らかにしつつ、説明することができる。</p> <p>④少年保護手続としての捜査・調査、審判、及び処遇をめぐる現状と問題点等について指摘することができる。</p> <p>⑤少年保護手続の現状について自身が指摘した問題点について考察して私見を提示することができる。</p>			
授業方法			
<p>1単位の集中講義になりますので、2コマ連続で計8コマの授業を行います。各授業の前半では扱うテーマについての簡単な講義を行い、後半では受講生との対話型の授業方式を用いることを予定しています。</p> <p>事前に資料（レジュメ）を配布しますので、受講を予定されている方はそれぞれ資料を入手し、内容を通読しておくようにして下さい。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>全ての授業に出席していることを前提として、到達度判定目標の達成度を基準とし、①平常点（授業内における発言等の内容 10%）、②リアクションペーパー（各授業内容の確認問題 20%）、及び③定期試験（授業全体を通しての確認問題 70%）によって、成績評価を行います。</p>			
教科書			
澤登俊雄『有斐閣ブックス 少年法入門（第6版）』有斐閣（2015年）。			
参考文献			
適宜、紹介します。			
授業計画（項目・内容）			
<p>第1回 授業方針の説明、少年非行の動向</p> <p>第2回 刑事司法手続の概要と少年保護手続の概要</p> <p>第3回 少年保護手続①捜査・調査</p> <p>第4回 少年保護手続②審判（少年審判手続）01</p> <p>第5回 少年保護手続③審判（少年審判手続）02</p> <p>第6回 少年保護手続④処分（保護処分）</p> <p>第7回 少年保護手続⑤処分（保護処分における処遇等）</p> <p>第8回 少年保護手続⑤少年に対する刑事手続、救済手続</p>			
備考			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
国際公法	秋学期・2年次	2単位	齋藤 民徒
講義内容			
<p><授業対象> 国際公法的全範囲（ただし、国際人権法・国際環境法・国際経済法の専門的分野にわたる部分は除く）にわたる基本概念と基本的法知識（法規定や法制度のみならず、判例・事例等の基礎的知識も含む）。</p> <p><到達度判定目標（授業のねらい）> ・この授業では、15回という講義回数上の制約上、基本的な教科書を軸に重要事項に絞って講義を進め、国際法学上の体系全般にわたる基礎的理解を確実にすることを第一のねらいとする。 ・それと同時に、可能な範囲で具体的事例の検討を随時行い、具体的事案に即して国際法上の基本的事項を応用できる姿勢と能力を涵養することもねらいとしたい。</p>			
授業方法			
<p>大半は教科書に基づく講義形式で進めるが、取り上げるトピックに応じて、あらかじめ指定した事例問題に関してポイントとなる論点や法律構成、関連判例等についてさまざまな角度から受講生に質問し、講師との問答形式を通して理解の深化を図り応用力を養う機会（プロブレムメソッド、ソクラテスマソッドを適宜活用した双方向的セッション）を授業内に設ける予定である。</p> <p>なお、基本事項の講義と事例演習・問答のバランスは、受講者のこれまでの国際公法の学習歴の実際と授業進行の度合いに応じて随時調整する。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>次の(1)～(3)の合算を基準に総合的に成績評価する。</p> <p>(1) 毎回の授業中へのパフォーマンス（授業中の質問への応答やそれにより明らかになる予習の充実度などを含む）への評価（いわゆる平常点）=10%</p> <p>(2) 定期試験時の筆記試験（70%）</p> <p>(3) 授業のまとめ（第8回と第15回）となる事例問題への応答（各10%×2回=20%）</p>			
教科書			
杉原高嶺『基本国際法（第2版）』（有斐閣、2014年）			
参考文献			
杉原高嶺・酒井啓巨編『国際法基本判例50（第2版）』（三省堂、2014年）、 小寺彰ほか編『国際法判例百選 第2版』（有斐閣、2011年）ほか、授業内で随時紹介する。			
授業計画（項目・内容）			
授業計画 ①国際法学の体系概説（付：国際法実務の現場について） ②国際社会と国際法 ③国際法規則の存在形態 ④国際法と国内法 ⑤日本の国内裁判に現れた国際法上の諸問題 ⑥現代国際法の基本的法原則 ⑦国家 ⑧事例問題による中間まとめ ⑨地球空間の地位——領域・海洋・宇宙・環境 ⑩個人の地位 ⑪外交・領事関係法 ⑫国家責任法 ⑬国際社会における平和の維持——国際機構・紛争解決・安全保障 ⑭武力紛争法 ⑮事例問題による全体まとめ			
備考			
毎回の授業には、最新の『条約集』（複数の出版社が毎年刊行しているいずれでもよい）を1冊持参すること。			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
刑法 1	春学期・1年次	2単位	緒方 あゆみ
講義内容			
<p><授業対象></p> <p>刑法1の授業対象は、刑法典第1編に規定される「総則」部分である。刑法は「犯罪と刑罰に関する法」であるが、総則は、刑法2で学ぶ刑法典第2編に規定される「罪」の部分等、あらゆる犯罪類型に共通して適用される通則規定であり、授業計画に示すような個々の犯罪と刑罰に共通する一般的性質の解明をその任務としている。</p> <p><到達度判定目標></p> <p>本講義では、総則部分を学問対象とする刑法総論の基本的知識の習得・確認をし、次年度以降の刑法演習や刑事法総合演習等の科目に対応できる基礎的能力を身につけることを目標とする。また、到達度判定目標の具体的理解を図るために、コア・カリキュラムを初回講義時までには配布する。</p>			
授業方法			
<p>重要な論点に関する学説・判例の動向等の簡単な説明は教員が行うが、授業はソクラテス・メソッド（双方向・多方向形式）で行う。例えば、講義中に具体的な設例をあげて受講者と一緒に考えていきたい。15回の授業で刑法総論の範囲を全て取り上げるため、授業速度・範囲については、学部時代の倍以上となることを覚悟していただきたい。したがって、毎回丁寧な予習および復習が求められる。なお、授業回数に限りがあるので、授業で取り上げられなかった箇所については、各自で補ってもらいたい。授業の理解度を確保するため、小テストおよび中間テストを実施する。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>毎回出席することを原則として、授業目標の達成度を基準にして成績評価を行う。</p> <p>平常点（事前準備と授業における取り組み状況、小テスト）10%、定期試験70%、その他（中間テスト）20%で総合的に評価する。</p> <p>定期試験は、短答式（50点）と論述式（50点）の配分で実施する予定である。</p> <p>試験の実施方法等は、最終講義時に説明する。</p>			
教科書			
<ul style="list-style-type: none"> ・大谷實 『刑法講義総論[新版第4版]』（成文堂、2012年） *他の基本書を使用・変更を希望する場合は、オフィスアワー時等に担当教員に相談すること *六法は、『平成28年版判例六法』（有斐閣）を推奨する 			
参考文献			
<ul style="list-style-type: none"> ・西田典之他編 『刑法判例百選 I 総論（第7版）』（有斐閣、2014年） ・大谷實編 『判例講義刑法 I 総論（第2版）』（悠々社、2014年） ・大谷實編 『法学講義刑法 I 総論』（悠々社、2007年） <p>⇒上記は、すべて5階ライブラリーに配架されています。</p> <p>その他、講義時に適宜紹介する。</p>			
授業計画（項目・内容）			
<p>第1回 刑法の機能と罪刑法定主義</p> <p>第2回 犯罪および構成要件の概念</p> <p>第3回 不作為犯、間接正犯</p> <p>第4回 故意、過失（その1）</p> <p>第5回 過失、因果関係（その1）</p> <p>第6回 因果関係（その2）、違法性阻却事由（その1）違法性の判断、正当行為</p> <p>第7回 違法性阻却事由（その2）正当防衛、過剰防衛</p> <p>第8回 違法性阻却事由（その3）誤想防衛、緊急避難</p> <p>第9回 責任阻却事由（その1）責任の概念、責任能力、原因において自由な行為</p> <p>第10回 責任阻却事由（その2）違法性の錯誤、期待可能性、構成要件の修正形式（その1）未遂犯</p> <p>第11回 構成要件の修正形式（その2）不能犯、中止犯</p> <p>第12回 共犯（その1）共犯の処罰根拠、共犯の従属性</p>			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

第13回 共犯（その2）共同正犯、教唆犯

第14回 共犯（その3）幫助犯、共犯の諸問題（その1）共犯と身分、共犯と錯誤、共犯からの離脱

第15回 罪数論概論

第16回 定期試験

備考

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
民法 1	春学期・1年次	2単位	柳本 祐加子
講義内容			
<p><授業対象> 民法典全体の共通ルールをまとめて規定した部分である民法総則について、条文の正確な意味や制度趣旨など基本的な事項を学ぶ。</p> <p><到達度判定目標> コア・カリキュラムの内容を参照しながら、各自が学習目標を立て、理解度の確認を促すようにしてゆく。</p>			
授業方法			
講義形式とソクラテスマソッドや、判例の事案をもとにしたケース検討などを織り交ぜながら講義を進行させる予定である。			
成績評価方法・基準			
1 平常点(授業に対する取組度(質問に対する答えの内容や質など)10%、2 小テスト20%、3 定期試験70%(なお再試験は、試験の点数のみを評価対象とする)			
教科書			
有斐閣Sシリーズ 民法I-民法総則(有斐閣)			
参考文献			
川井健『民法概論 I・II』(有斐閣)、奥田昌道他編『判例講義 民法I』(悠々社)、清水元、山野目章夫、良永和孝『新・民法学2物権法』(成文堂)他、必要に応じ、適宜紹介、指示する。			
授業計画(項目・内容)			
1回目: ガイダンス、民法の構造、法源 2回目: 民法の基本原理 3回目: 権利主体(1) 4回目: 権利主体(2) 5回目: 法人 6回目: 権利の客体 7回目: 法律行為(1) 8回目: 法律行為(2)・意思表示(1) 9回目: 法律行為(3)・意思表示(2) 10回目: 無効、取消、条件・期限 11回目: 代理(1)代理の基本、無権代理、表見代理(1) 12回目: 代理(2)表見代理(2) 13回目: 狭義の無権代理 14回目: 時効(1) 15回目: 時効(2)			
備考			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
憲法 1	春学期・1年次	2単位	横尾 日出雄
講義内容			
<p><授業対象></p> <p>憲法総論・統治機構論・憲法訴訟論について取り扱い、法の支配・立憲主義・人権保障・国民主権・権力分立など憲法の基本的な原理を理解したうえで、国会・内閣・裁判所など統治の基本構造と機能、ならびに違憲審査制度や憲法訴訟などについて考察を進めていく。そして、基本的人権の保障こそが憲法の核心的な要素であるという観点から、法体系に占める憲法の位置づけと役割を理解することに努める。</p> <p><到達度判定目標></p> <p>統治の基本構造の把握とその主要な論点の考察に努め、法曹としての基本的素養の水準として、日本国憲法の基本原理と統治構造についての十分な理解と基礎的な分析能力・思考能力を修得することが到達目標である。</p> <p>コア・カリキュラム（憲法）の内容にそって、憲法総論・統治機構論・憲法訴訟論に関する部分の到達度を確認するために、各授業における復習項目として、コア・カリキュラムの内容を取り上げるものとする。</p>			
授業方法			
<p>テーマにもとづく講義を基本として、受講者との双方向的な質疑応答（ソクラテス・メソッド）を取り入れて、授業を進める。</p> <p>1回の授業ごとにテーマと具体的内容を設定して「個別シラバス」として事前に公表し、さらに、テーマごとの「授業レジュメ」を各授業前に配信する。それぞれのテーマに関して、事前に予習教材の指定箇所や関連する基本判例の事実・判旨の読了を指示することにより、授業ではこの事前学習をふまえて質疑応答を行い、予習の状況や理解度を確認する。授業後には、復習課題を提示して、自学自習の成果を自ら確認できるようにする。そして、復習の一環として、4回のレポート提出を求め、それぞれのテーマに関する主要な論点の理解度を確認するものとする。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>毎回出席することを原則として、到達度目標の達成度を基準にして成績評価を行う。平常点（出席状況および事前準備と授業における取り組み状況）10%、レポート点20%（提出された4回のレポートの評価）、試験70%（短答試験20%・論述試験50%）により、総合的に評価する。</p>			
教科書			
<p>以下に掲げる教科書のほかに、テーマごとの授業用資料（個別シラバス・授業レジュメ）を、教材として使用する。</p> <p><教科書></p> <p>① 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第6版）』（岩波書店 2015年）【基本書】</p> <p>② 野中・中村・高橋・高見『憲法Ⅰ・Ⅱ（第5版）』（有斐閣 2012年）</p>			
参考文献			
<p>以下に掲げるものを参考書とする。</p> <p><参考書></p> <p>③ 長谷部・石川・穴戸編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第6版）』（有斐閣 2013年）</p> <p>④ 大石眞・石川健治編『憲法の争点』（有斐閣 2008年）</p> <p>⑤ 芦部信喜『憲法学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（増補版）』（有斐閣、1992年・1994年・2000年）</p> <p>⑥ 高橋和之『立憲主義と日本国憲法（第3版）』（有斐閣 2013年）</p> <p>⑦ 芹沢・市川・阪口『新基本法コンメンタール憲法』（日本評論社 2011年）</p>			
授業計画（項目・内容）			
<p>全体として15回の授業で構成し、憲法総論・統治機構論・憲法訴訟論について、テーマごとに考察する。</p> <p>① 立憲主義と日本国憲法</p> <p>② 国民主権と代表民主制</p> <p>③ 権力分立の原理と統治制度の類型</p> <p>④ 国会の地位と権能</p> <p>⑤ 立法と財政</p>			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

- ⑥ 内閣と内閣総理大臣
- ⑦ 議院内閣制と衆議院の解散
- ⑧ 地方自治と地方公共団体
- ⑨ 司法権の範囲と限界
- ⑩ 司法権の独立と裁判所
- ⑪ 違憲審査制と違憲審査権の法的性格
- ⑫ 憲法訴訟と憲法判例
- ⑬ 違憲審査基準と憲法判断の方法
- ⑭ 平和主義の原理と戦争の放棄
- ⑮ 象徴天皇制と天皇の公的行為

備考

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
刑事訴訟法 1	春学期・1年次	2単位	檀上 弘文
講義内容			
<p><授業対象> 刑事訴訟法（及びその関連法令を含む。）における、捜査手続から起訴不起訴の決定までを学習する。</p> <p><到達度判定目標> 本講義では、我が国の刑事手続、とりわけ捜査手続について、その基本的構造と実際の手続の進み方について理解し、現行法上の諸問題に対して、捜査の必要性と人権保障とのバランスを図りつつ、適切に問題解決の方途を見つけ出していくことができる思考力の習得を目的とする。刑事訴訟法上の基本的な用語・概念を理解すること、現行制度の趣旨・目的を理解すること、条文・基本判例を把握することなど、刑事訴訟法を学習していく上で、しっかりとした基礎を確立するよう学習していくことを求める。なお、既に配布されているコアカリキュラムを活用しつつ、適宜授業において指示する。</p>			
授業方法			
講義形式を基本として、随時、受講者との質問応答を行い、できる限り双方向的に授業を行う。したがって、毎回の授業で扱う予定のテーマについては、各自が予習を行ってきていることを前提とする。刑事訴訟における基礎知識や重要基本判例の事案の概要・判旨等について、質疑応答を行いながら、各回の講義における論点を理解していく。			
成績評価方法・基準			
毎回出席することを原則として、平常点（出席状況・授業における質疑応答などの取組状況）10%、小テスト 20%、定期試験 70%により、総合的に評価を行う。			
教科書			
<p>特に指定はしません。主な著書につき、紹介のみしておきます。</p> <p>●未修者用（入門的なもの）として、 渡辺咲子『刑事訴訟法講義』（第7版 不磨書房 2014年）</p> <p>●体系書 田口守一『刑事訴訟法』（第6版 弘文堂 2012年） 池田修・前田雅英『刑事訴訟法講義』（第5版 東京大学出版会 2014年） 寺崎嘉博『刑事訴訟法』（第3版 成文堂 2013年） 田宮裕『刑事訴訟法』（新版 有斐閣 1996年） 渥美東洋『全訂 刑事訴訟法』（第2版 有斐閣 2009年）など。</p>			
参考文献			
<p>井上正仁編『刑事訴訟法判例百選』（第9版 有斐閣 2011年） 井上正仁・酒巻匡編『刑事訴訟法の争点』（有斐閣 2013年） 井上正仁他著『ケースブック刑事訴訟法』（第4版 有斐閣 2013年） 笠井治・前田雅英編『ケースブック刑事訴訟法』（第3版 弘文堂 2012年）など。</p>			
授業計画（項目・内容）			
<ol style="list-style-type: none"> 1. 刑事手続の理念・基本原理及び刑事手続に関与する者・機関とその役割 2. 捜査総説 3. 捜査の端緒（1） 4. 捜査の端緒（2） 5. 逮捕・勾留（1） 6. 逮捕・勾留（2） 7. 令状による捜索・押収（1） 8. 令状による捜索・押収（2） 9. 無令状の捜索・押収 10. 身体への侵襲を伴う捜索・押収 11. 会話・通信の傍受 12. 科学的捜査 			

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

- 13. 取調べ
- 14. 被疑者の防御活動
- 15. 起訴・不起訴の決定

備考

- ※講義の進行状況に応じて、授業計画を変更する場合があります。
- ※小テストは、1回行う予定です。

2016年度 法務研究科（法務専攻）法務博士課程シラバス

科目名（副題）	開講年次	単位	担当者名
民法2	春学期・1年次	2単位	石堂 典秀
講義内容			
<p><授業対象> 本講義においては、民法典「第2編物権」を扱う。物権では、所有権などの物権の基本的性質を理解するとともに、物権変動論を中心として、登記制度や対抗要件の問題について理解を深めることを目的とする。</p> <p><到達度判定目標> 毎回の授業ごとに配布するスライド資料において、コアカリキュラムを掲載しており、授業終了後において基本的事項の確認を行う復習課題として基本的事項の確認を行うこと。「自問自答」形式もしくは「グループ形式」など様々な形で活用することができる。また、授業においても適宜、確認を行っていく。</p>			
授業方法			
<p>授業方法 テーマにもとづく講義を基本として、受講者との双方向的な質疑応答等を取り入れて、授業を進める。それぞれのテーマに関して、事前に教科書の指定箇所を複数回読み、関連する基本判例について分析することが前提となる。授業ではこの事前学習をふまえて質疑応答を行う。</p>			
成績評価方法・基準			
<p>評価方法 毎回出席することを原則として、授業目標の達成度を基準にして成績評価を行う。平常点(事前準備と授業における取り組み状況)10%、レポート・小テスト20%、試験70%により、総合的に評価する。</p>			
教科書			
<p>教科書 内田貴『民法I [第4版]』（東京大学出版会） 本講義では、上記テキストに沿って進めるが、他の教科書を利用してもかまわない。</p>			
参考文献			
<p>（この欄は空欄です）</p>			
授業計画（項目・内容）			
<p>第1回 物権法総説、物権の意義 第2回 所有権 第3回 所有権の効力 第4回 所有権の取得 第5回 共同所有 第6回 占有権 第7回 不動産登記制度 第8回 不動産物権変動(1)：物権変動の時期 第9回 不動産物権変動(2)：登記を対抗要件とする物権変動 第10回 不動産物権変動(3)：登記を対抗要件とする物権変動 第11回 不動産物権変動(4)：「第三者」の範囲 第12回 小テスト 第13回 動産物権変動 第14回 用益物権 第15回 私権に関する民法の原則</p>			
備考			
<p>（この欄は空欄です）</p>			